

民生委員・児童委員による
子ども・子育て家庭への
個別支援事例集

児童憲章

昭和26年5月5日制定

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

発行にあたって

近年、子どもや子育て家庭を取り巻く課題が多様化、深刻化しています。

児童虐待の件数は増加の一途をたどり、尊い命が失われてしまう事例も後をたちません。その背景には、地域社会における人間関係の希薄化や核家族化の進行により、子育てに悩みを抱えた家庭が地域で孤立しやすい状況であることが指摘されています。育児不安や発育に関する悩み、とくに母親の精神的な負担の緩和など、子育て家庭に対する相談支援の取り組みが一層重要となっています。

また、不登校やいじめ、ひきこもり、非行など、子どもが悩みを抱えている状況も多く見受けられます。背景にあるさまざまな要因に対し、関係機関が連携し、子どもだけでなく子育て家庭全体に対する支援が必要となっています。

全民児連では、平成25年に新たな「全国児童委員活動強化推進方策・行動宣言」児童委員・主任児童委員版を策定しました。児童虐待の予防や早期発見・早期対応に加え、子どもの健やかな育ちを支えるために、児童委員、主任児童委員が子どもたちの身近な「おとな」となるよう、全国の委員がさらに意識を高め、児童委員活動になお一層取り組むことをめざしています。

本事例集は、事例を通じた支援のあり方を検討するだけでなく、現在の子ども、子育て家庭を取り巻く課題について理解を深めていただけるよう、課題別にその現状や支援制度、支援に関わる関係機関の解説を行なっています。それぞれの民児協において、子ども、子育て家庭を取り巻く課題の現状や、関係機関との連携のあり方を確認することにもご活用いただきたいと思います。また紹介している事例における支援内容はひとつの例です。「支援のポイント」もご参照いただきながら、さまざまな方法を検討する材料と捉えていただきたいと思います。

本事例集が各民児協における学習等の素材として活用され、すべての民生委員が児童委員であることをあらためて意識し、地域力を高め、児童委員活動の一層の発展につながる一助となれば幸いです。

平成27年3月

全国民生委員児童委員連合会

児童委員活動推進部会

部会長 加納 多恵子

事例集の活用について

○収載事例について

- ・ 本書は、近年の子ども、子育て家庭をめぐる主な課題について、その現状、関連する支援制度や関係機関について解説するとともに、そうした課題を抱えた子ども、子育て家庭に対する民生委員、主任児童委員による具体的な支援事例を紹介しています。
- ・ 掲載事例には、都道府県・指定都市民児協が作成した支援事例集掲載事例を参考にさせていただきながら、作業委員会において一部設定を変更する等により作成したのものも含まれています。
- ・ 紹介している事例における支援方法や支援内容はひとつの例です。各事例の後ろに記した「支援のポイント」もご参照いただきながら、各民児協において、定例会や研修会などで「わがまちであればどうするのか」を考えていただく材料としていただければと思います。

○表記について

- ・ すべての民生委員が児童委員であることを踏まえ、区域担当の民生委員・児童委員については「民生委員」と表記しています。
- ・ また、事例のなかでは区域担当民生委員・児童委員を「M民生委員」「W民生委員」、主任児童委員を「N主任児童委員」と統一的に表記していますが、同一人物、同一地域における支援事例ということではありません。
- ・ 事例では対象児童の性別をわかりやすくするため、男児の場合は「A君」、女児の場合は「Aさん」と表記しています。

目次

・発行にあたって	i
・事例集の活用について	ii
<事例>	
・テーマ1 不登校・ひきこもり	2
事例① 不規則な生活により不登校気味となっている子どもへの支援	
事例② 中学卒業後にひきこもりとなっていた子どもへの支援	
・テーマ2 いじめ	5
事例① いじめを受けている子どもへの支援	
事例② いじめを行なっている子どもへの支援	
・テーマ3 非行	8
事例① 万引きを繰り返す子どもへの支援	
事例② 通学せずに遊んでいる子どもとその家庭への支援	
・テーマ4 妊産婦	11
事例① 未婚の母親に対する出産前からの支援	
事例② 若年で出産した女性への支援	
・テーマ5 孤立する子育て家庭	14
事例① 地域との関わりをもたない家庭への支援	
事例② 十分な養育が行なわれていない子育て家庭への支援	
・テーマ6 障がい児	17
事例① 障がいのある子どもの通学支援	
事例② 発育の遅れを認められない母親への支援	
・テーマ7 児童虐待	20
<虐待予防>	
事例① 健診時に気になった子育て家庭への支援	
事例② 育児に不安を抱えた母親からの相談による支援	
<虐待対応>	
事例① 近隣住民からの通報による虐待の疑いのある家庭への支援	
事例② 養育が難しい家庭の子どもへの支援	
・テーマ8 DV（ドメスティック・バイオレンス）	25
事例① DVを受けている母親からの相談による支援	
事例② DV被害から逃げてきた母子家庭への支援	
・テーマ9 ひとり親家庭（父子家庭）	28
事例① 父子家庭の日常生活支援	
事例② 出張の多い父子家庭への支援	
・テーマ10 経済的困窮世帯	31
事例① 児童手当の申請による子育て家庭への支援	
事例② 就学援助制度の利用による子育て家庭への支援	
・テーマ11 外国人の親子	34
事例① 就学援助制度を利用した通学に向けた支援	
事例② 近隣とのトラブルや給食費滞納に関する支援	
・掲載事例の出典	37
・関係機関一覧	38
・児童委員活動を進めていくために	40
(全国児童委員活動強化推進方策について～「児童委員活動の手引き39集」より)	
・資料	45
(全国児童委員活動強化推進方策「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言 児童委員・主任児童委員版)	
・委員名簿	

不登校・ひきこもり

1. 現状



(1) 不登校

不登校児童生徒とは、文部科学省の定義によれば、連続又は断続して年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」とされています。同省調査によれば、平成25年度における全国の小中学校における不登校児童生徒数は11万9,617名（前年度比6,928人増）で、全生徒数の1.17%を数えています。

同省調査によれば、不登校の契機と考えられるものとして、小学校の場合、「不安など情緒的混乱」、「無気力」が上位を占めています。また、中学校では、「不安など情緒的混乱」「無気力」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が上位となっています。また近年、不登校の背景として指摘されている課題に、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）等があります。周囲との人間関係がうまく構築できない、学習のつまずきが克服できないといったことが不登校につながることも少なくないとされています。

こうした不登校児童に対しては、教員やスクールカウンセラーといった学校関係者とともに、フリースクール等による支援の取り組みも進められています。

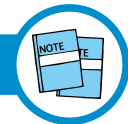
(2) ひきこもり

ひきこもりの定義は統一されたものではありません。厚生労働省では、「さまざまな要因の結果として、社会参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）」としています。また、内閣府では、「普段ほとんど外出をしない状態が6か月以上であること」といった定義も用いています。「6か月以上にわたりほとんど外出しない」、「他者との関係がほとんどない」といった状態が特徴といえるかと思えます。

「内閣府における実態調査」（平成22年）によれば、15歳以上39歳以下の総人口3,880万人のうち69万6,000人（1.7%）が広義のひきこもり状態にあるとされていますが、その実数は必ずしも明確にはなっておらず、中高年のひきこもり状態の者も増加しているとされ、社会的にも課題となっています。

子どものひきこもりは、いじめ、不登校などとも密接に関連するものですが、その長期化は、身体的、心理的な影響に加え、年齢相応の学習や社会的体験、就労の機会を逃してしまうことにもつながることから、関係者の連携による適切な対応が期待されます。

2. 支援制度、関係機関



不登校の子どもたちに対する支援としては、教員による教育相談、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の心理や福祉に関する専門家による相談体制が拡充されつつあります。

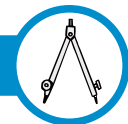
また、学校復帰に向けた指導・支援を行なうために、教育委員会が「教育支援センター（適応指導教室）」を設置しています（平成25年度1,286か所）。

一方、居場所づくりといった点から大きな役割を果たしているものとして、フリースクールがあります。学校ではありませんが、一定の要件を満たすことで「出席扱い」となるなど、学校に通わない選択肢も増えつつあります。

ひきこもりについては、専門的な相談窓口として、都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の設置が進められています。精神保健福祉士、臨床心理士等のひきこもり支援コーディネーターが本人や家族からの相談にあたりるとともに、地域における関係機関とのネットワークの構築や情報提供を行なう等、ひきこもり支援の拠点としての役割を担うものです。

また、ひきこもりの状態にある者の早期発見や適切な支援機関へのつなぎ役となる「ひきこもりサポーター」の養成事業も進められています。さらに、本年（平成27年）4月から施行される新たな生活困窮者自立支援制度では、ひきこもり状態にある者に対して、就労に向けた継続的な支援事業も予定されています。

3. 事例



事例① 「不規則な生活により不登校気味となっている子どもへの支援」

小学校と民生委員、主任児童委員が定期的に行なっている交流会の際に、学校側から不登校気味のA君（小学3年生）について相談がありました。生活保護を受給している母子家庭のA君は遅刻を繰り返しており、昼休みの時間に登校することも多いとのこと。一度休み始めると欠席が長期間にわたることもあり、学習面の遅れも心配されるとのことでした。

N主任児童委員は状況を確認するため、M民生委員とともに家庭を訪問しました。M民生委員は生活保護受給に関連した通知を手渡すことを通じて母親と面識があったため、今回の訪問に際しても一定程度話を聞くことができました。

不規則な生活習慣から母親は朝起きることができず、A君を起こして学校へ送り出すことができないようでした。家の中はごみが散乱しており、A君を残して夜に外出することもしばしばあるようでした。また、給食費の滞納や電気、ガスが止められることもある様子でした。

この状況を踏まえて、小学校、教育委員会、児童相談所、行政担当課、ケースワ

カー、M民生委員、N主任児童委員等で今後の対応について話し合いました。A君の登校支援として、M民生委員がとくに遅刻の多い月曜日の朝と小学校から依頼を受けた際に自宅まで迎えにいくことにしました。また、生活保護受給に関する書類を持って訪問する際には可能な限り母親と話す時間を持ち、室内の状況を確認するとともに母親の抱えている悩みを聞くようにしています。

事例② 「中学卒業後にひきこもりとなっていた子どもへの支援」

社協職員からの依頼に基づき協力することになったケースです。両親と同居しているA君は昨年3月に中学校を卒業しましたが、進学も就職もせずに自宅に1年近くひきこもっている様子とのことでした。

M民生委員が社協職員とともに家庭を訪問すると、母親とA君本人に会うことができましたが、母親に知的障がいがあり、A君本人にも知的障がいが見受けられました。状況報告を受けたN主任児童委員は、A君が通っていた中学校を訪問し、中学3年生のときに担任をしていた教師から当時の様子を聞きとり、当時から知的障がいが見受けられたものの、手帳の取得には至っていないことを確認しました。

そこで、福祉事務所の家庭児童相談室と連携を図り、M民生委員はA君の父親に療育手帳取得について説明し、福祉事務所へ同行しました。

A君は療育手帳を取得後、現在は就労支援施設で働くようになりました。

4. 児童委員として期待される役割、支援のポイント



学校は、その責任から子どもや家庭のプライバシーに関わることを、たとえ民生委員や主任児童委員であっても軽々には相談をもちかけません。また、事例②のように中学を卒業した後のひきこもりは、家族や本人が相談をしないかぎり、誰にも気づかれず問題が深刻化するおそれがあります。民生委員、主任児童委員は、日頃から学校をはじめ地域の関係機関・団体と、いわゆる顔の見える関係・信頼関係をつくっていく努力が必要です。

支援にあたっては、事例にあるように民生委員と主任児童委員の連携はもとより、学校をはじめ行政の担当部署や教育委員会、児童相談所などと協力をしていくことが肝要です。

不登校の背景にある家族が抱える問題や課題にも焦点をあて、相談やケース会議をとおして、その家庭にあった専門機関につなげていくことができます。また、関係機関や団体と協働するなかで民生委員や主任児童委員に対する期待や役割が明確になってきます。

そして、問題の解決には当事者自身の主体的な行動が大切で、それを身近に見守り、支えていくことが民生委員と主任児童委員の大きな役割の一つです。

1. 現状



文部科学省では、いじめを以下のとおり定義しています。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うべきもの。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

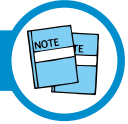
平成25年度、全国の小中高校、特別支援学校でのいじめの認知件数は18.6万件で、児童生徒千人あたり13.4件となっています。いじめを認知した学校は全学校の51.8%に上っています。いじめ発見のきっかけとしては、「アンケート調査など学校の取り組み」によるものが52.3%と最多で、「本人からの訴え」は16.8%、「児童生徒（本人を除く）からの情報」は3.1%にとどまっています。

いじめられた児童生徒の対応としては、「学級担任に相談」が72.7%と最多で、「保護者や家族等に相談」が25.1%と続きます。一方、「誰にも相談していない」も9.0%存在しています。

こうしたなか、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立し、国にいじめ防止等に関する対策を総合的に進めるべき責務があることを明らかにしました。また地方自治体に対しても国と同様に取り組みを求めています。

いじめは、認知されていないケースも数多く存在しているとされます。いじている側は軽い気持ちであったとしても、深刻な場合、自殺につながってしまったケースもあります。いじめは人権に関わる重大な問題であることを皆が意識した取り組みが求められています。

2. 支援制度、関係機関



教育現場では、子どもたちに対する相談・支援体制の充実のために、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置が進められています。

また、警察においても少年相談活動をはじめ、警察官や教員のOBによる「スクールサポーター」の学校訪問、全国に設置している「少年サポートセンター」での被害児童の相談対応やカウンセリングにあたっています。さらに、家庭や学校以外で、子どもたちがいじめ等について相談できる専用の電話相談窓口も設置されています。

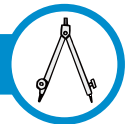
○「24時間いじめ相談ダイヤル」(全国共通ダイヤル0570-0-78310)

子どもや保護者等からの電話に24時間対応(休日可)。全国统一番号により最寄りの相談機関(都道府県・指定都市教育委員会が設置)につながります。

○子どもの人権110番(フリーダイヤル0120-007-110)

いじめや体罰、不登校、虐待など、家族に言えない悩みの相談に応じる専用相談窓口です(平日8時30分~17時15分)。大人も利用できます。法務局の職員や人権擁護委員が相談に対応します。

3. 事例



事例① 「いじめを受けている子どもへの支援」

夏休みに入る数日前、N主任児童委員は、学校でいじめを受けているという小学5年生のAさんの母親から相談を受けました。小学6年生数名からいじめを受けていること、またその件について学校へ説明を求めたにもかかわらず、納得できる説明や対応を得られなかったため、不信感や不安感がある、とのことでした。

N主任児童委員は、Aさんの母親の了解を得たうえでM民生委員に連絡し、実態把握のため母親と学校それぞれから個別に話を聞きました。また、Aさんの様子を確認すると、友達も多く、嫌がらずに学校へ通っている様子が見受けられました。

あらためてM民生委員とN主任児童委員は学校を訪問し、Aさんの母親の相談内容を伝え、早期解決に向け、協力を依頼しました。当初、いじめの認識を持っていなかった学校側も、Aさん一人に対して複数で嫌がらせを行なう行為を「いじめ」と認め、5、6年生の児童に対して、人への思いやりなどを教える時間を設けました。

夏休み中には行政担当課の同席も得て、学校長、副校長、5、6年生担任、生活指導担当教員、Aさんの母親、地区民児協会長、M民生委員、N主任児童委員が集まりました。学校側から、6年生が卒業するまでの半年間の指導方針の説明を受け、その真剣な姿勢から、Aさんの母親にもようやく少し笑顔が戻りました。

2学期に入り、Aさんと道で会うと変わらず元気にあいさつを返してくれます。その後も定期的に学校との情報交換を行ない、子どもたちの成長を見守っています。

事例② 「いじめを行なっている子どもへの支援」

N主任児童委員は児童相談所からの要請により、中学校におけるいじめの事例に関わることになりました。中学2年生のA君が学校で同級生や下級生に対していじめや暴力行為を行なっているとのことで、学校は家庭訪問を行なうなどの指導を重ねたものの、状況が改善されなかったとのことでした。

児童相談所とM民生委員、N主任児童委員、教育委員会等の関係者が集まり、情報共有を図ると、A君は母子家庭で、母親が付き合っている男性が時折A君に対して暴力行為を行なっているようだということがわかりました。

A君の学校での行動の背景には家庭環境があると考えられ、M民生委員はA君の担任教員とともに家庭を訪問し、母親の相談支援にあたることとしました。また、民児協として以前より取り組んでいる正門前でのあいさつ運動の際にA君の様子を見守り、N主任児童委員はさらに学校との連携を強めて情報共有を図りました。

母親はなかなか訪問に応じてくれませんでした。回を重ねるうちに少しずつ話を進めることができました。離婚後に働きながら一人で子育てをしているなかで、精神的にゆとりがなくなってしまうとのこと。A君の近況も話し合い、母親は付き合っている男性と別れ、A君としっかり向き合うことになりました。こうしたなかで、A君も徐々に落ち着きを取り戻してきました。引き続き、A君の様子を見守るとともに、M民生委員、N主任児童委員が母親の見守り支援を行なっています。

4. 児童委員として期待される役割、支援のポイント



いじめ問題の解決に向けては、学校との連携が欠かせませんが、子どもは、いじめられていても先生や親に心配をかけないように我慢をし、打ち明けない場合が多くあります。しかし、つらい気持ちを打ち明けられる人の存在も求めています。民生委員や主任児童委員が、子どもたちの身近な「おとな」になることは、いじめを受けている子どもだけでなく、いじめる側の子どもやそのことを気にかけている子どもたちの声を受けとめ、代弁者となって支援の糸口を作る役割を果たすことができるでしょう。また、家族への寄り添い役としても身近な民生委員、主任児童委員は心強い存在になります。

いじめの問題は、表面化したときには深刻な状況になっていることが多く、取り返しのつかないこともあります。子どもたちには、互いに支え合い、育ち合う仲間や多様な集団が必要です。また、家族関係が穏やかで安心感のある生活が子どもの行動や成長に安定感を与えます。子どもの健全育成活動や児童委員活動が、いじめの予防、早期発見、早期対応にもつながります。これらの活動の推進や地域との連携が民児協の役割ともいえます。

1. 現状



(1) 少年非行をめぐる動向

非行少年とは、「犯罪少年」、「触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）」、「虞犯少年」の総称で、少年法においても同様の定義とされています。

平成25年中における刑法犯少年の検挙人員は5万6,469人で、前年比13.7%の減となっています。近年、検挙人員の減少が続く一方、少年人口に占める検挙少年の割合は成人のそれに比べてかなり高い状況にあります。また、25年中の刑法犯少年の再犯者率は34.3%であり、毎年上昇を続けています。

なお、25年度の「不良行為（飲酒、喫煙、深夜徘徊等）少年」の補導数は約81万人と前年比約11%の減で、深夜徘徊や喫煙が9割を占めています。

(2) 少年非行の背景と求められる対応

警察庁によれば、近年の少年非行の背景には、

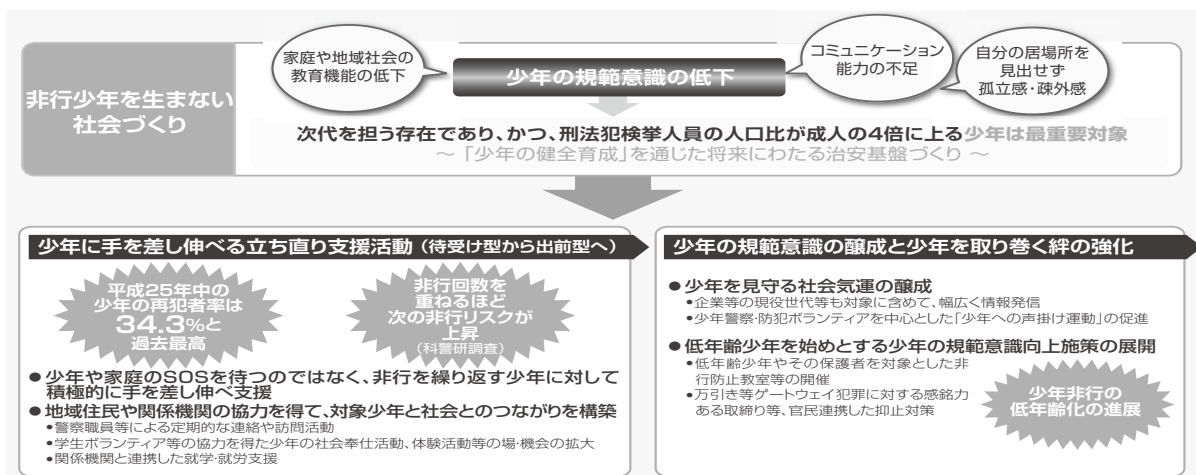
- ・少年の規範意識醸成の役割を担ってきた家庭や地域社会の教育機能低下
- ・少年自身のコミュニケーション能力の不足
- ・少年が自らの居場所を見出せず孤立し、疎外感を抱いていること

などによる少年の規範意識低下があるとされています。また、家庭内での虐待経験が少年を非行に走らせる場合もあるとされます。

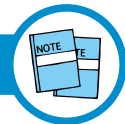
さらに再犯率の高さに関しては、一度非行を犯したとしても、地域の関係者が手を差し伸べ、立ち直りを支援する取り組みが十分ではない現状も背景として考えられます。

それゆえ、今後に向けては、「少年の規範意識の醸成」と「立ち直りを支える地域づくり」がとくに重要となっています。

非行少年を生まない社会づくりのために（警察庁）



2. 支援制度、関係機関



非行少年への対応は、学校、警察、児童相談所をはじめ、地域の関係者が連携した取り組みが行なわれています。

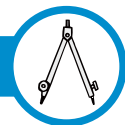
全国の都道府県警察では、「少年サポートセンター」を設置（平成26年4月現在、全国196か所）し、少年問題に関する専門的知識や技能を有する「少年補導職員」を中心に、少年相談等、非行防止の取り組みを行なっています。

また、教育委員会等と警察との協定等に基づき、非行少年等の情報を相互に通報する「学校・警察連絡制度」がすべての都道府県で運用されているほか、全国の警察署の管轄区域や市町村の区域を単位に約2,700の「学校警察連絡協議会」も設けられています。

さらに、退職した警察官や教員を「スクールサポーター」として警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどにより、学校での少年の問題行動等への対応や、巡回活動、相談活動等に当たっています。

一方、問題を抱える少年個々の状況に応じた立ち直りを支援するために、学校、警察、児童相談所等の関係者による「少年サポートチーム」が設置され、それぞれ専門分野に応じた役割分担に基づく指導・助言も行なわれています。

3. 事例



事例① 「万引きを繰り返す子どもへの支援」

小学1年生のA君が大型量販店で万引きを行なったとのことで、学校からの依頼を受けたM民生委員は、担任教員とともに家庭訪問を行ないました。その際にはA君しかおらず、もう万引きはしないように、ということだけ伝えました。

A君は母子家庭で、きょうだいは自立して家を出ています。M民生委員はその後も数回家庭訪問を行なうも、仕事で帰りの遅い母親とは会うことができませんでした。

約1か月後、再びA君が同じ店で万引きをしたとのことで、学校長、母親、M民生委員の3人で店に謝罪に行きました。M民生委員はそこではじめて母親と話をすることができましたが、母親は子育てにあまり関心がないようでした。

母親の無関心さや帰宅時間の遅さから、十分な子育てができていないのではないかと考え、M民生委員はN主任児童委員と情報共有し、学校長とともにM民生委員は児童相談所へ相談を行ないました。児童相談所が母親と面談したところ、母親は生活の改善を約束したとのことで、しばらく様子を見ることとなりました。

その後、万引きはなくなりましたが、時折、放課後に通っている児童館でA君が暴れ、学校長、M民生委員に連絡が入ることがありました。母親の帰宅は相変わらず遅く、A君が母親の関心をひこうとする思いが行為に表れているように思われました。引き続き、学校、児童相談所と連携しながら見守りを行なっています。

事例② 「通学せずに遊んでいる子どもとその家庭への支援」

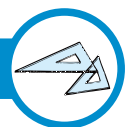
中学校の生徒指導担当教員からN主任児童委員に、中学1年生のA君の欠席、遅刻が目立つようになってきたことや、A君の家が夜になると友人のたまり場になっているようで心配であるとの相談がありました。これを受け、N主任児童委員は生徒指導担当教員とともにA君の家庭を訪問し、父親から話を聞きました。

A君の父親はアルコール依存症により体調を崩し、就労が難しく、母親は精神疾患を患い、家事がほとんどできておらず、生活も厳しい様子が見受けられました。寡黙気味なA君との面談では、食事らしい食事をとっていないこと、学校に対する関心は薄い父親の言うことはよく聞いていることがわかりました。

これらの状況を踏まえ、N主任児童委員はM民生委員に連絡し、M民生委員が福祉事務所に連絡、緊急ケースとして生活保護の受給が決定しました。父親は医師の診断により入院し、母親については保健師が支援することとなりました。また、家事については近くに住む父親の弟夫婦に協力を仰ぎました。

その後も他人のバイクを無免許運転するなど、A君の問題行動は悪化していきました。中学校を中心に児童相談所、福祉事務所、警察、M民生委員、N主任児童委員等で協議を重ね、児童自立支援施設での保護を検討したものの父親が拒否しました。生徒指導担当教員とM民生委員、N主任児童委員が訪問を重ね、父親が自宅療養となるとA君の行動にも落ち着きが見られるようになりました。生徒指導担当教員とN主任児童委員が家庭訪問を行ない、A君の将来を真剣に考える大人たちもいることなどの話をした際には、A君も真面目に耳を傾けてくれました。中学3年の1年間は問題行動もおさまり、卒業時には涙を流して感謝を述べたといえます。

4. 児童委員として期待される役割、支援のポイント



子どもが、親子関係や家庭生活のなかで不安感を抱くと、態度や行動に表れます。非行行為もその一つと考えられています。子どもの非行にはさまざまな要因や状況があり、社会規範の未熟さを教育するだけではなかなか改善しないことが多く、福祉的な視点で家庭環境や子どもの生活面での課題や問題を考えることが必要です。

事例にあるように非行行為に対する教育や指導と共に、犯罪行為には警察や司法機関、生活面では家族を含めた福祉サービスの利用や児童相談所等による支援が必要となります。民生委員、主任児童委員は、家族の身近な支援者として関係機関と協力し多角的な視点で解決の方法を見極め、そのなかでできる役割を担っていくことが大切です。担う役割にはその人自身の経験や特性など個人差もありますが、身近な「おとな」として子どもの声に耳を傾け、ときには子どもと対峙することも、子どもが課題を乗り越え成長するための大きな力となります。

1. 現状



(1) 少子化と出産の高年齢化

社会が大きく変化するなか、核家族化、地域の人間関係の希薄化等により、妊産婦や出産後の母親の孤立化が進んでいるとされています。平成25年の出生数は102万9,816人（前年比7,415人減）で、合計特殊出生率は1.43となっています。「1.26ショック」と呼ばれた平成17年以降、回復傾向にはありますが、少子化の状況は変わっていません。

とくに妊娠・出産をめぐるのは、少子化とともに初産の年齢が高年齢化する傾向にあり、高齢出産への支援も重要となっています。平成25年に出産した母親の年齢構成をみると、最多は「30歳～35歳」で35.5%、「35歳～39歳」が22.3%と、30代が約6割を占める状況にあります。

(2) 児童虐待防止と妊産婦支援

妊産婦への支援を考えると、とくに孤立しがちな妊産婦をどう支えるか、また予想外の妊娠をした若年の妊産婦、さらに経済的困窮状態にある妊産婦等をどう支援していくかが、母子の健康、虐待防止のためにも大切といえます。

平成26年9月、厚生労働省の社会保障審議会児童部会専門委員会が「子ども虐待による死亡事例等の検証結果」を公表しました。とくに、今回の報告は第10次ということから、この10年間の動向を総括した内容となっています。

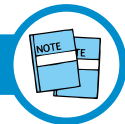
注目されるのは、「0歳児」の死亡事例が全体の半数近くを占めており、心中を除いては、そのなかでも「0日・0か月児事例」が多いということです。とくに「0日・0か月児事例」の8割以上を「0日児事例」が占めています。出産直後に多くの命が失われているという状況が明らかとなっています。

- ・「0日児事例」・・・生後24時間以内に死亡したと考えられる事例
- ・「0か月児事例」・・・生後1日以上1か月以内に死亡したと考えられる事例

この「0日・0か月児事例」では、死亡した子どもは第1子が全体の半数近くを占めています。また、加害者の大部分を占める母親の年齢についてみると、最も多いのが「19歳以下」、次いで「35歳～39歳」となっています。

分析結果からは、こうした虐待死の背景として、「望まない妊娠」（意図しない妊娠、予期しない妊娠、継続が難しい妊娠等の総称）があること、また母親に精神的な疾患があるケースが多いことなどがあげられます。若年で人生の経験に乏しく、経済的にも厳しい妊産婦、また高年齢での初産が精神的な負担となっている妊産婦等に対し、出産前から継続的に相談にのり、必要な支援が継続的に提供される体制づくりが急がれています。

2. 支援制度、関係機関

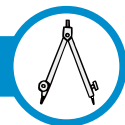


妊産婦に対しては、保健所や市区町村行政が中心となって各種の支援制度が設けられています。妊娠の届け出により「母子健康手帳」が交付され、妊娠中は、公費による妊婦健康診査が継続的に受けられます。また、保健所や市町村保健センターでは保健指導・健康相談に加え、妊産婦のための「母親学級」として、出産や育児に関する学習会なども開催されています（「両親学級」などもあります）。こうした場への参加は、妊産婦の孤立の防止にも有効といえます。

出産のための経済的な支援としては、健康保険組合から支給される「出産育児支援金制度」があります。経済的理由から出産のための入院や分娩費用が用意できない場合（住民税非課税世帯や生活保護受給世帯等）には、「入院助産費用助成制度」が各自治体で用意されています。

妊娠・出産に関する相談・支援を行なう「女性健康支援センター」の都道府県別の設置も進んでいます。さらに、妊産婦や子育て家庭の孤立を防ぐために、保健所等を中心に児童委員活動とも関係の深い「乳児家庭全戸訪問事業」（こんにちは赤ちゃん事業）も広く各自治体で実施され、その重要性を増しています。

3. 事例



事例① 「未婚の母親に対する出産前からの支援」

N主任児童委員は、行政担当課から、未婚で軽度の精神障がいのあるAさんが出産を控えており、無事に出産し、子育てできるかが心配されるとして、本人了解のもと、見守りの依頼を受けました。N主任児童委員はM民生委員に連絡しました。

N主任児童委員とM民生委員はAさんの家庭を訪問し、自分たちが身近な相談相手であることを説明しました。M民生委員はAさんの母子健康手帳の受け取りにも同行し、保健師とも情報共有を図りつつ見守りを行ないました。

Aさんは無事に子どもを出産し、順調に発育しています。乳幼児健診にもM民生委員が同行しました。その後、Aさんは子どもを保育園に預け、仕事を始めるようになりました。保育園の園長にも理解を得て、入園に際しての支援を受けることができました。

その後も、2か月に1回、保健師やケースワーカー、児童相談所、保育園、N主任児童委員で情報共有の場を設け、見守り支援を継続しています。

事例② 「若年で出産した女性への支援」

M民生委員がAさんにはじめて関わりをもったのは、Aさんが小学6年生のときでした。父子家庭で、修学旅行に行くのに保険証を持っていない家庭があるとの相談を学校長から受けたのがきっかけでした。

M民生委員は地区民児協会長とともに家庭訪問を行ない、母親の死後、Aさんと当時小学3年生のBさんの姉妹を父親が一人で養育しているが、就業が不安定であるとともに借金もあり、生活が厳しいことを聞きました。そこで、N主任児童委員と情報共有するとともに、行政の各担当課につなぎ、保険料は分納することで解決し、M民生委員が父親に同行して生活保護を申請し、受給につながりました。その後も父親によるネグレクトも見受けられ、要保護児童対策地域協議会にて保健師、ケースワーカー等とともに支援にあたることとなり、M民生委員も見守り、訪問を続けました。

Aさんは高校受験に失敗後、父親と疎遠になり、17歳のときに妊娠がわかりました。保健師から連絡を受け、出産後にはM民生委員がお祝いを届けに行き、近況を聞きました。保健師からも児童家庭支援センターの支援を受けながら子育てを行ない、同じような若年層の母親との交流も行なっていること、乳幼児健診も受診していることなどの情報提供も受けました。

出産後すぐに離婚し、母子家庭となりましたが、現在Aさんはアルバイトをしながら子育てを行なっています。子どもを連れて遊びに行くために車が欲しいと、生活保護を辞退したとケースワーカーから報告を受けました。引き続きM民生委員は見守りを行なっています。

4. 児童委員として期待される役割、支援のポイント



事例にあるように、さまざまなハンディを抱えた妊産婦の場合は、特に家族や家族に代わって身近に心配をしてくれる相談相手がいることは心強いことです。また、公的なサービスや制度は、本人が申請の手続きをしなければ利用できません。役所や関係機関に出向くことに気おくれしたり、書類の記入や手続きに不安な人もいます。それほどハンディがないと思われる家庭でも、祖父母等身近に頼れる人がいない妊娠や子育ては、精神的にも身体的にもストレスが大きいものです。妊産婦を社会的に支えていくことは、その延長線上に出産と子育ての安心や喜びにつながり、児童虐待の防止にもつながります。

遠くの親戚より近所の民生委員、主任児童委員という存在になれば妊産婦の方にとってどんなに心強いことでしょうか。行政や専門職と連携をしながら情報交換や支援の方針を考え、それぞれの役割を相談し、支援していくことが大切です。

孤立する子育て家庭

1. 現状



(1) 世帯構造の変化

近年、子育て家庭の孤立ということが指摘されています。これは、核家族化や地域における人間関係の希薄化のなかで、子育て家庭、とくに母親の孤立が進み、それが児童虐待問題などにつながっている現実があることによります。

最も新しい平成22年の国勢調査によれば、わが国における家族構成は、「夫婦と子どもからなる世帯」=核家族が27.9%となっています。また「ひとり親と子どもからなる世帯」=ひとり親世帯は8.7%（452万世帯余）となっています。これを15年前の平成7年調査と比較すると、核家族は6.3%の減である一方、ひとり親世帯は1.7%の増であり、ひとり親世帯の増加が顕著となっています。

(2) 増大する母親の育児負担

わが国では、専業主婦である母親が育児を担うという傾向が伝統的に強くみられました。三世帯同居が多く、また地域における人間関係も強かった時代には、母親も周囲の人びとの支援を得ながら子育てを行なうことが可能でした。

しかし、環境変化に加え、少子化や出産年齢の高年齢化のなかで、母親の育児不安やストレスの増大、さらに孤立化が深刻化しているとされます。精神的に不安定となり、精神的疾患を患うケースや、体調を崩し、育児に影響を与えるケースも生じています。

(3) 児童虐待や不登校の背景としての家庭の孤立

こうした子育て家庭の孤立は、児童虐待にもつながるところとなっています。平成26年9月に厚生労働省の社会保障審議会児童部会専門委員会が公表した「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」では、心中を含む近年の虐待死事例について、その加害者の大部分が実母であったこと、かつその一定数に統合失調症やうつ病による通院歴があったこと等が示されています。

また、犠牲となった子どものなかには、障がいや発育の遅れ（身体面、知的）がみられる子どもが一定数存在しており、子どもの発育等に悩む母親の姿も見えてきます。

一方、小中学校等においては、児童生徒の不登校の問題が課題となっています。この不登校の背景にも、家庭の問題が影響している場合がみられます。不登校の理由が親に起因する場合、親が子どもを強く支配しようとして学校に通うことを許さなかったり、食事の用意をしない、衣服の洗濯をしない等、育児放棄から子どもが学校に行けなくなってしまう事例もみられます。不登校という事象の背後に、親の疾患や虐待問題などが関係していることも考えられるのです。

2. 支援制度、関係機関

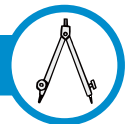


子育て家庭の孤立を防ぐには、妊娠中から出産を経て育児に至る過程を、切れ目なく支援していくことが大切といえます。虐待防止の視点では、孤立しがちな「ハイリスク家庭」を早期に把握し、支援につなげるため、保健所や児童委員等による「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」が大きな役割を担っています。また、乳幼児の定期健診も、未受診世帯の把握とその相談支援を通じて孤立防止につながります。保健所や市町村保健センターでも、子どもの発達に関する相談にあたっています。

国としても、妊娠中から子育て期にわたる子育て家庭の多様なニーズに対応する総合的な相談支援機関として「子育て世代包括支援センター」の整備を進めており、平成27年度には全国150の市区町村で整備予定となっています。

こうした公的な支援に加え、民児協や社協等による「子育てサロン」は、母親の孤立防止や子育ての悩みやストレスを吐露する場として重要な役割をもっています。

3. 事例



事例① 「地域との関わりをもたない家庭への支援」

小学校からN主任児童委員に、小学5年生のAさんの欠席が続いているとの相談がありました。Aさんの両親は離婚し、Aさんの姉、兄は父親と同居し、Aさんは母親と生活しています。休み始めた頃は母親から体調不良で欠席すると小学校に電話があったといいますが、その連絡もなくなり、学校側から電話をかけたり訪問を行っても対応を拒否されてしまい、状況が確認できないとのことでした。

男性のN主任児童委員は、母親へ対応について同性の委員が良いと考え、女性のM民生委員に訪問を依頼しました。しかし、M民生委員の訪問もなかなか応じてもらえず、Aさんの状況が心配されたため、近隣住民にAさんの様子や洗濯物、ごみ、外出の状況などを気にしてもらうことをお願いしました。

N主任児童委員は児童相談所に相談するとともに、Aさんの父親やきょうだいに連絡をとり、状況の確認を行ないました。

さまざまな方向から母親への接触を試みましたが、外部との関わりを拒否し、十分に話をすることもできず、Aさんの安否が心配されました。そこで、小学校や教育委員会、児童相談所、M民生委員、N主任児童委員等の関係者が集まり対応を検討し、Aさんを母親から離し、児童相談所による一時保護を行なうこととしました。

Aさんの不登校は母親の心の問題に起因するもので、Aさんは不登校になる前から母親に、「学校に行くな」、「友達と遊ばな」と言われていたということでした。登校できるようになったAさんの様子を見守るとともに、母親への支援も含め、関係者で今後の対応について検討を進めています。

事例② 「十分な養育が行なわれていない子育て家庭への支援」

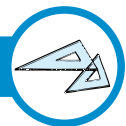
N主任児童委員は、社協で住民支援を担当しているCSW（コミュニティ・ソーシャルワーカー）から、中学に入学したばかりのAさんのお弁当を作ってくれる人を探している、という相談を受けました。Aさんには軽度の知的障がいがあります。母親は体調が思わしくなく、朝早起きしてお弁当を作ることができず、Aさんは朝はパン、夜はスーパーで売っているお弁当を買って食べているとのことで、手作りの弁当を週1回でも食べさせてあげられたら、ということでした。

この相談を受けて、CSW、N主任児童委員、M民生委員、中学校、行政の障がい福祉担当課および以前より母親と顔見知りのBさんが連携することとなりました。

N主任児童委員はBさんと以前より交流があり、またAさんの近くに住んでいたこともあり、N主任児童委員とBさんで週1回ずつお弁当を作り、様子を見守るようになりました。

はじめ、Aさんの表情は硬く会話が進みませんでした。回数を重ねるうちに笑顔が見られるようになりました。訪問時に家の中のごみが見受けられたため、CSWと片付けを手伝うとともに、その他の困りごとについても相談を受けるようになりました。母親は学校に困りごとを相談することもあったため、N主任児童委員は学校との連携も密にしました。Aさんの支援には、民間の障がい者支援活動センターも加わり、中学卒業前には、進学先の学校の教頭も含めた関係者で今後の対応について協議しました。高校では給食があったため、栄養面での心配も少し解消され、Aさんの表情も成長とともに豊かになりました。

4. 児童委員として期待される役割、支援のポイント



児童委員、主任児童委員には、地域のなかで孤立しがちな家族への気配りが求められています。しかし、事例にあるように、情報があっても、いくら働きかけても受けとめられなければ支援につながりません。支援を拒否するような家庭には、その理由となるそれまでのいきさつや人や機関等との関係に否定的な感情を持つさまざまな要因があるものと考えられます。

こんにちは赤ちゃん事業や乳幼児健診の手伝い、子育てサロンの活動などで出会ったことをきっかけに、子育て家庭にとって民生委員、主任児童委員が信頼できる安心な相談相手としての関係を作っていくことができます。孤立しがちな家庭（親）でも、必ず社会との接点はあるものです。その家庭の親族や知りあい、関係者などのネットワークにつながれば、関わるきっかけが生まれます。民生委員、主任児童委員自身が地域の学校や関係機関をはじめ幅広いネットワークを持つことが支援につながるようになるのです。

1. 現状



児童福祉法において、障がい児とは、身体的、知的、精神的な障がいのある児童をさし、平成24年の法改正により発達障がい児も含まれるようになりました。これにより、18歳未満の障がい児に対するサービスは児童福祉法に一元化されることとなりました。

平成23年の国の調査によれば、在宅で生活している障がい児（身体障がい児および知的障がい児）数は約21.5万人とされています。しかしこの数字は、障がい者手帳の保持者、および手帳は非所持ながら障がい福祉サービス等を利用している児童の合計数であり、障がいを有しながら手帳の取得等を行っていない児童も一定数存在しています。障がいのある子をもつ親の負担は大きく、とくに公的な支援を利用していない家庭への支援は大切といえます。

ここでは、事例で取り上げる知的障がいと発達障がいについてご紹介します。

知的障がいは、法律による定義はありませんが、認知や言語等に関わる知的機能に障がいがあり、情緒面とは区別される知的面で同年齢の子どもの平均的水準より明らかに遅れがあることとされています。また、その知的な障がいのほとんどは発達期（18歳未満）に生じるとされています。

発達障がいは、発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。障がいの特徴が重なっている場合も多く、明確に区分診断することが難しいほか、発達障がいと知的障がいを併せもつ場合も多くみられます。

○自閉症

①対人関係の障がい、②コミュニケーションの障がい、③限定した常同的な興味、行動および活動、の3つの特徴をもち、3歳までには何らかの症状がみられます。

○アスペルガー症候群

対人関係の障がいがあり、限定した常同的な興味、行動および活動をするという特徴は自閉症と共通していますが、アスペルガー症候群は明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴いません。

○学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないものの、読む、書く、計算する等、特定の能力を学んだり、行なったりすることに著しい困難がある状態をいいます。

○注意欠陥多動性障害（AD／HD）

注意持続の欠如、もしくはその子どもの年齢や発達水準に見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方があることが特徴です。

2. 支援制度、関係機関



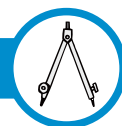
障がい児の支援のためには、特別児童扶養手当の支給をはじめ、各種手当の支給、またそれぞれの障がい特性に応じた支援制度が設けられています。

こうした支援制度の利用には、基本的に障がい者手帳の取得が必要となります。知的障がいにおける療育手帳は福祉事務所で申請を行ない、18歳未満児は児童相談所が判定を担当しています。児童の発達については、児童相談所や保健所においても専門職による相談支援を受けることが可能です。

在宅で生活する障がい児の支援については、平成24年の児童福祉法改正により「児童発達支援」として再編されました。地域ごとに拠点となる「児童発達支援センター」での障がい児やその家族への相談支援のほか、「児童発達支援事業」による支援メニューが用意されています。

発達障がいについては、都道府県・指定都市や都道府県知事等が指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）等が運営する「発達障がい者支援センター」が発達障がい児者への支援を総合的に行なっています。

3. 事例



事例① 「障がいのある子どもの通学支援」

放課後や土曜日、夏休み等の小学生を対象とした居場所づくり事業を行なっているNPO職員からN主任児童委員に相談がありました。出勤時間が早いせいか、土曜日に母親が居場所事業の開始時間前にAさんを一人置いて出勤してしまうことがたびたびあるとのことでした。Aさんは母子家庭で、知的障がいがあります。

Aさんが小学6年生になった3月、学校長からAさんが4月から近くの養護学校に通うこととなったと報告を受け、その通学支援について依頼を受けました。N主任児童委員は、地区民児協会長に相談し、養護学校に近い地域の区域担当民生委員と主任児童委員の5名に協力を仰ぐことにしました。学校長の仲介のもと、N主任児童委員は地区民児協会長とともにAさんの家庭訪問を行ない、母親の希望を聞いたうえで、Aさんの通学支援について、民生委員、主任児童委員と地域のボランティアとで対応していくことについて了解を得ました。

また、地区民児協会長は地元の町内会長にAさんの事情を説明するとともに、養護学校の教員にも相談し、障がい児の移動支援や日中一時預かりを行なっているNPOの紹介を受けました。そこで、通学支援のために集まったボランティアと民生委員、主任児童委員、NPOの代表者、Aさん親子、養護学校の教員とで集まり、送迎の注意事項等を確認しました。養護学校の教員からは毎日同じ通学路を歩いてほしいとの要望があり、後日、教員の案内でボランティア全員が通学路の安全等の確

認を行ないました。また通学中の緊急時対策として、学校への直通連絡先も共有することになりました。

事例② 「発育の遅れを認められない母親への支援」

N主任児童委員は、保健師より3歳6か月健診未受診のA君とその世帯について情報提供を依頼されました。M民生委員に確認すると、A君が1歳を過ぎた頃に両親が離婚し、母親はA君と実家で祖父母と同居し、母親の就業中は祖母が養育を行っていました。

N主任児童委員は健診の通知を持って家庭訪問を行ない、祖母と面談を行ないました。そこで、A君がなかなか言葉を話さないこと、オムツが取れず、バイバイもできないことなど、発達の遅れについて相談を受けました。また、祖母がそのことをA君の母親に伝えても、「成長が遅いだけ」と母親は認めようとしない、との悩みも聞きました。

その後、母親と話す機会ができました。健診を受診すれば発達の遅れを医師から指摘されるであろうこと、またそれを認めることが嫌で受診しなかったとのことでした。A君のこれからのために支援の大切さや専門機関による診断の大切さを伝えると母親も理解し、受診することになりました。

母親との面談の状況について保健師に伝え、受診の日程調整から保健師につながりました。のちにA君は自閉症と診断されましたが、保健師と連携しながら保育園の入園支援なども行ないました。

4. 児童委員として期待される役割、支援のポイント



障がいのあるお子さんを育てる家庭は、育てる上での親としての苦労だけでなく、子どもが周囲の人から差別的な視線や関わりをされることへの不憫さ、悔しさ、そして将来のわが子の行く末の心配等、複雑に絡みあった心情を持つ場合があります。子ども自身もコミュニケーションや行動面で誤解されたり、いきちがいなどによる人間関係上のトラブルや自尊心を傷つけられる経験等、生きづらさを感じる場合があります。障がいのある子どもやその家庭に対して、同情や哀れみではなく、人権尊重の心をもった、周囲の人びとのあたたかい受容的な関わりと理解が必要です。

民生委員、主任児童委員は、まず日々の生活のなかでの見守りや支援をとおして、当事者の代弁者となることが大切です。そして必要なサービスへつなげていくと共に、町内会や学校、関係機関、行政などと連携し、障がいのある子どもやその家庭を、地域の一員として支えていく関係づくりのキーパーソンとしての役割も期待されています。

1. 現状



児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長や人格形成に重大な影響を与えるもので、決して許されるものではありません。児童虐待防止法では、児童虐待をその態様に基づき以下の4つに分類しています。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト (放置・放任)	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス)、きょうだいに虐待行為を行う など

今日、児童虐待は社会的にも大きな問題となっています。全国の児童相談所における平成25年度相談対応件数は7万3,802件に上っています。また、市町村(行政)における相談対応件数も約7.3万件を数えています(平成24年度)。

ただし、これらの数字は、ひとつの虐待事例に複数の通報がある場合もあること、また一方で表面化していない虐待も多数存在していると考えられることから、その実数を表したものではありません。留意が必要です。

児童相談所における虐待相談(平成25年度)を内容別にみると、心理的虐待が38.4%と最多で、身体的虐待(32.9%)、ネグレクト(26.6%)と続きます。

「主たる虐待者」の内訳では、実母が半数を超え(54.3%)、次いで実父(31.9%)となっています。虐待を受けた子どもの年齢構成では、小学生が35.5%と最多で、3歳～学齢前児童が23.7%、0歳～3歳未満が18.9%と、小学校入学前の子どもの合計が42.5%となっています。

虐待による死亡事件も深刻な状況が続いています。心中を含めると毎年90名から100名の子どもの死亡しています。平成25年度は、心中を除く49件の死亡事件の被害児のうち、0歳児が4割強を占めています。

児童虐待に対する社会の関心が高まり通報件数が増える一方、子ども自身からの相談は全体の1%にすぎません。周囲の人びとが助けを求められない子どもたちに早期に気づき、支援の手を伸ばしていくことが求められています。さらに、虐待の背景にある、母親等の子育てに関する不安やストレス等にも目を向けた支援が重要となっています。

2. 支援制度、関係機関①（虐待の予防のために）



各市区町村において、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親の悩みや不安を聞いたり、子育て支援に関する情報提供等を行なう「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」が実施されています。

また、育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要な家庭に対し、育児等の援助や保健師等による具体的な養育指導・助言等を訪問により実施する「養育支援訪問事業」も行なわれています。

また、妊婦健診や1歳6か月および3歳児に対する乳幼児健診の場において、乳幼児の発育、発達状況に関する助言を専門家から受けることができます。こうした健診の未受診は、虐待リスクを把握する上で注意することが大切です。

児童相談所や保健所においても養育に関する相談支援が行なわれていますが、その他、電話相談の窓口もあります。

○児童相談所全国共通ダイヤル（0570-064-000）

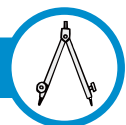
子育てに悩んだ時、虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に電話してもらえよう、全国共通の番号によって近くの児童相談所に電話が繋がる仕組みとなっています。

○社会福祉法人子どもの虐待防止センター（03-5300-2990）

子どもの虐待を早期に発見し、虐待防止を援助するために設立された民間の団体で、電話相談を実施しています。

さらに、両親学級や母親学級、子育てサロン等を通じて、同じ子育て家庭と知り合い、悩みを共有することで、孤立防止につながります。

3. 事例（虐待予防）



事例① 「健診時に気になった子育て家庭への支援」

N主任児童委員は保健師より、10か月健診にきた母親Aさんの様子が心配であると連絡を受けました。そこでM民生委員に連絡し、保健師とともにAさん宅を訪問し、民児協で行なっている子育てサロンへ誘いました。

子育てサロンに参加したAさんからは、育児に疲れて食欲もなく、睡眠も取れないと聞きました。また、夫は仕事で帰りが遅く、ろくに話を聞いてもらえず、頼れる家族もいないということでした。サロンに来ている同じ年の子どものいる母親も紹介し、皆で悩みを共有できるように働きかけました。

その後、Aさんはサロンに来るようになり、N主任児童委員やM民生委員はその

都度話を聞き、様子を確認していました。ある日、地域の公民館からAさんが泣きながら駆け込んできた、という連絡がありました。M民生委員が駆けつけると、「誰も自分の気持ちをわかってくれない」と泣き出してしまいました。Aさんの話を聞きながら、本人に了解をとり、その場に保健師にも来てもらいました。保健師が到着し、子どもの発育などAさんの悩みを聞いているうちに、本人も落ち着きを取り戻してきました。

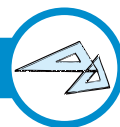
それ以後も引き続きサロンへの参加を呼びかけ、サロンにおいて相談支援を行なうとともに、保健師と情報共有を行ないながら見守りを続けています。

事例② 「育児に不安を抱えた母親からの相談による支援」

民児協として放課後子ども教室の運営に協力を行なっていますが、M民生委員はそこに子どもを迎えに来た母親Aさんから相談を受けました。子どもとの接し方がわからず、すぐに怒鳴ったり、手をあげてしまうことがある、とのことでした。近くに頼れる家族もおらず、子育ての相談を気軽にできる友人もいないとのことでした。

そこで、M民生委員はN主任児童委員と情報共有し、行政の家庭相談室にAさんの状況を相談することにしました。そして、そこで紹介を受けたカウンセリングについてAさんに案内しました。このカウンセリングの利用によりAさんはだいぶ落ち着きを取り戻しましたが、M民生委員が継続して見守り支援を行なっています。

4. 児童委員として期待される役割、支援のポイント①



孤立した子育ては、虐待発生リスクを高めることとなります。地域に存在する社会資源を利用すること、「居場所」や「仲間」が存在すること、この2つは孤立を防ぐ重要な鍵となります。事例①では、主任児童委員が民生委員と連絡をとり、民生委員は保健師という社会資源につなげる役割を果たすとともに、子育てサロンという居場所にもつなげることができています。この活動があったからこそ、公民館での出来事にも迅速に対応することができました。また、事例②では、子どもの居場所である放課後子ども教室で民生委員が母親のSOSを発見することができ、家庭相談室につなげることができています。直接相談にのることも大切ですが、このように「つなげる」という支援が大きな役割を果たすことが多いことも認識すべきでしょう。民生委員や主任児童委員が日頃の活動を通じて、その「居場所」や社会資源を熟知していることが、わかりやすい説明と当事者の利用に向けて背中を少し押し上げることに結びつきます。

5. 支援制度、関係機関②（虐待発生後の対応）



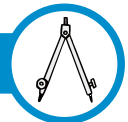
児童虐待は早期の対応が重要です。児童虐待防止法では、すべての国民に児童虐待を発見した場合の通告を求めています。児童委員、主任児童委員には、虐待が疑われる子どもを発見したり、住民から相談を受けた場合には、速やかに市町村や児童相談所、福祉事務所に連絡通告する義務があります。

関係機関に相談、通告することは、子どもを守るだけでなく、子育てに悩む親の支援にもつながります。虐待の事実が確認されなかった場合でも、通告の責任を問われることはありませんので、まずは関係機関につなぐことが重要です。

また、ほぼすべての市区町村において、保護を必要とする子ども等を支援するための関係機関によるネットワーク「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」が設置されており、虐待が疑われる家庭への支援について協議し、関係機関の役割分担のもとでの対応が行なわれています。

子どもの生命・身体に重大な危険がある場合には、子どもたちを児童相談所の一時保護所で保護したり、児童養護施設・乳児院等で養育する場合があります。さらに、状況によっては、保護者の親権の停止措置もとれることとなっています。

6. 事例（虐待対応）



事例① 「近隣住民からの通報による虐待の疑いのある家庭への支援」

あるとき、小学5年生のA君の隣家の住民からM民生委員に通報がありました。前夜10時過ぎに家の門前にA君が立っており、気になった隣家の住民（通報者）がA君に「どうしたの」と声をかけると、黙って家に入ってしまったといいます。その際、家には見慣れない白い車がありました。また、たびたび母親に大きな声で怒鳴られ、「ごめんなさい」と泣いて謝るA君の声が聞こえるとのことでした。

M民生委員はその後、A君の家を訪れましたが親子とも留守のようでした。

A君は母子家庭の3人の子どもの長男です。その後、学校からもA君の服が何日も洗濯されていない様子で気になるとの連絡もありました。

母親とはあまり会って話す機会が持てず、近隣住民や自治会長にも見守ってもらい、情報を共有することとしました。夏休みなどの長期の休みには、子どもたちだけで家にいることが多く、食事をとっているか心配されました。N主任児童委員と情報共有し、N主任児童委員から行政の担当課や福祉事務所に相談を行なうとともに、要保護児童対策地域協議会において関係者で検討を行ないました。

母親は、周囲の人の話に耳を貸さない傾向があります。必要に応じて児童相談所による一時保護も検討することとし、引き続き近隣住民やM民生委員による見守りを続け、関係者での情報共有を行なっています。

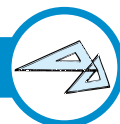
事例② 「養育が難しい家庭の子どもへの支援」

行政の生活保護担当者よりN主任児童委員に対し、他県から転入してきた要保護世帯のきょうだいに関する支援会議への出席依頼がありました。小学2年生の長男A君と幼稚園児の長女Bさんは、祖母宅に預けられたまま母親が行方不明となっていました。祖母と同居の男性に養育されている状態ですが、祖母には精神疾患、同居男性にはアルコール依存症があり、A君、Bさんに十分な食べ物や衣服が与えられておらず、入浴も満足にできていない状況でした。

小学校長、幼稚園長、教育委員会、行政の各担当課、M民生委員、N主任児童委員等が集まり支援会議を行ないました。そこで行政が把握している情報の共有を行ない、M民生委員は行政担当職員とともに家庭訪問を行ないました。2人の子どもたちは訪問すると喜んで抱きついてきました。M民生委員はその後、月に1、2回訪問しましたが、常に家の中は散らかっており、テーブルに並んでいるお酒のつまみが子どもたちのおかずになっているようでした。訪問時に子どもたちへのお菓子を持っていくと、「また持ってきて」と言われました。学校や幼稚園の先生からは、登校、登園の様子から食事や入浴の状況が良くないとの連絡がありました。

関係者による見守り支援が続き、約1年が経過した頃、学校で体調を崩したA君が病気と診断されたことから、A君、Bさん2名とも児童養護施設に入所することとなりました。

7. 児童委員として期待される役割、支援のポイント②



事例①は、発見対応の段階における活動が内容となっています。この活動に結びつく前提をまず認識しておきましょう。それは、近隣住民から民生委員に通報があったということです。通報は正確には児童福祉法では通告とされ、民生委員もその通告先として規定されていますが、多くの地域住民はそのことを知りません。気になる人（子どもを含め）について民生委員に「相談」してみようと考え、実行する地域住民との関係作りは、日々の民生委員活動から醸成されたものだと思います。その後の見守りも、行政や児童相談所が担えない時間帯をカバーする強みが発揮されています。

事例②は、実際の日常養育支援にかかわった事例です。主任児童委員と民生委員との連携にも着目すべきでしょう。子どもとの間に「警戒されない」関係作りができたことは、子どもたちが施設に入所した後も有益であり、いずれ実施が想定される家族再統合プログラムでの一時帰宅時の見守りでも役割を果たすことができます。

1. 現状



DVは「domestic violence」の略称で明確な定義はありませんが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」をさしています。

内閣府では、「配偶者からの暴力」との表現を用いています。「配偶者からの暴力」にもさまざまな形態があり、配偶者とは男性、女性を問いません。また事実婚や離婚後も継続して暴力を受けている場合、生活拠点を共にする交際相手や過去に拠点を共にしていた交際相手も対象としています。身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれます。

DV問題は深刻化しており、平成25年に全国各地の「配偶者暴力相談支援センター」に寄せられた相談件数は9万9,961件と10年前の約2倍を数えています。また同年の婦人相談所での一時保護件数は1万1,565件となっています。

DV被害の特徴として、逃げるのが難しい点があげられます。「逃げたら殺されるかもしれない」という恐怖感や、暴力を振るわれ続けることによる「自分は夫から離れることができない」「誰も助けてくれない」といった無力感、「いつかは変わってくれる」「暴力は自分を愛しているから」といった被害者という自覚が困難となる複雑な心理、経済的な問題や地域生活における人間関係の喪失等、さまざまな状況が背景にあります。

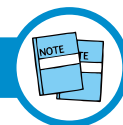
被害者は暴力による身体的な被害に加え、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）など精神面の影響も大きいものがあります。また、子どもにDVを目撃させることはさまざまな影響を与えることが多く、児童虐待のひとつとされています。

加害者のタイプに一定の傾向はなく、周囲の人からは「家で妻に対して暴力を振るっているとは想像できない」と思われている人もいます。アルコール依存や薬物依存などが関連していることもあります。

国は、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」を制定し、DV被害に関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、DV被害の防止および被害者の支援を進めています。平成25年には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力について、この法律を準用する旨の改正が行なわれました。

DVは、犯罪となる場合を含む重大な人権侵害です。DV防止法においては、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者に対し、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官への通報に関する努力義務を定めています。被害者を早期に適切な支援につなぐため、周囲の人びとによる気づきと支援が期待されています。

2. 支援制度、関係機関



DV被害に関する通報や相談支援に重要な役割を果たす「配偶者暴力相談支援センター」は、都道府県が設置する婦人相談所やその他適切な施設がその機能を担っています。なお、市町村でも設置している自治体もあります。相談やカウンセリング、緊急時の安全確保、被害者の自立援助等を担っています。

婦人相談所では、相談業務のほか被害者の一時保護も行なっています。一時保護は、民間のシェルターや母子生活支援施設等に委託される場合もあります。

被害者が生命や身体に重大な危害を受ける恐れが大きい場合には、裁判所への申し立てにより、加害者に対し、被害者への接近を禁じる保護命令が出されます。

DV被害に関する電話相談には、以下のような窓口も用意されています。

○DV相談ナビ (全国共通ダイヤル 0570-0-55210)

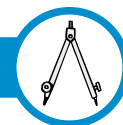
全国共通ダイヤルから自動音声で最寄りの相談窓口を案内する電話番号案内サービスを提供しています。

○女性の人権ホットライン (0570-070-810)

女性をめぐるさまざまな人権問題についての専用相談窓口です。

最寄りの法務局・地方法務局につながり、法務局職員または人権擁護委員が相談に対応します（平日午前8時30分～午後5時15分）。

3. 事例



事例① 「DVを受けている母親からの相談による支援」

学校長からN主任児童委員に、「気になる児童がいる」との連絡がありました。

担任教師が小学2年生のA君宅に家庭訪問を行なった際、A君の母親から、自身が夫からDVを受けており、夫は飲酒はしないが気に入らないことがあるとすぐに頭に血が上ってしまい、手を出してくる、との話を聞いたといえます。

N主任児童委員はM民生委員、行政の家庭相談員と情報共有を図りました。そのうえで、要保護児童対策地域協議会でA君の家庭に関する個別支援会議が開催され、関係者間で情報共有を行なうとともに、A君やその家庭を見守ることとしました。

N主任児童委員は、夜のウォーキングのコースを変え、子どもの不自然な泣き声や、どなり声がしないかを気にするようにし、さりげない方法での見守りに努めました。また、N主任児童委員は近くの駐在所の警察官と懇意にしていたため、母子の安全の確保のため、警察官にも巡回の際に気にしてもらうように依頼しました。

個別支援会議から数か月後、父親がおもちゃのバットを振り回して暴れ、母親が叩かれ、それを見たA君が家を飛び出すという出来事がありました。その翌日に母親がA君の忘れものを学校に届けた際に、学校長が近況を尋ねたところ、前日の出

来事を話したといえます。学校側は警察に相談したほうがよいことを勧め、警察にて事情聴取を受けたことで、行政担当課にも連絡が入りました。

警察が介入したことで、父親も少し落ち着きを取り戻すようになりました。その後、地域のお祭りに母親とともに参加する元気そうなA君の姿も見受けられるようになりましたが、関係者による見守り、情報共有を継続しています。

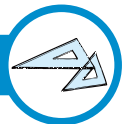
事例② 「DV被害から逃げてきた母子家庭への支援」

母子家庭で生活保護を受けている母親Aさんから社協に、長男B君の高校入学に際しての学費に関する相談があったとのことから、教育支援資金貸付のための訪問調査を社協職員とM民生委員が行ないました。

B君は以前に父親より虐待を受け、それを守ろうとしたAさんも激しい暴力を受け、シェルターに逃げ込んだことがありました。現在は父親が遠く他県に転居したことで、AさんとB君の2人での新たな暮らしが始まっています。訪問調査で面談したB君は、大好きなスポーツを続けたいという思いが強く、高校進学をめざしていました。B君は無事に高校に合格し、教育支援資金の貸付も開始されました。

その後も貸付の継続が必要なこともあり、M民生委員は訪問調査を再度行ないました。その際には、B君は大学進学をめざしており、勉強と部活動の両立に悩んでいるようでした。Aさん自身も大学進学の実験がないことから不安を抱えているようで、2人から話を聞き、できる範囲での励ましとアドバイスを行ないました。その後も社協職員と情報共有を行ないながら、見守りを続けています。

4. 児童委員として期待される役割、支援のポイント



事例①は、DVの発見と対応です。きっかけは、小学校長から主任児童委員への連絡でした。このような連絡がくるのも、日頃の活動を通じて学校との連携関係が構築されているからです。区域担当の民生委員との情報共有も大切なポイントで、このことが細やかな見守りを可能としました。地元警察官の巡回も、安全確保のうえで有効であったと考えられます。要保護児童対策地域協議会で情報を共有することで、夫が家で暴れた後の対応をスムーズにしたと考えられます。

事例②は、母子家庭への経済的支援に関する側面的支援が契機となり、進路を検討する際のアドバイスも行なうことができた事例です。DV被害から逃げてきた母子の場合、事例②のように男性との関係が当面生活上の脅威とはならないケースばかりではなく、その生活場所を秘匿しなければならないケースもあります。個々の家庭の状況を理解して支援を進めましょう。DVの目撃は、子どもへの心理的虐待にあたることも再度確認しておきたいところです。

ひとり親家庭 (父子家庭)

1. 現状



(1) ひとり親世帯数の動向

平成23年の国の調査によると、全国の母子家庭は123.8万世帯、父子家庭は22.3万世帯となっています。このうち祖父母等と同居していない母子のみにより構成される母子家庭は約76万世帯、父子のみにより構成される父子家庭は約9万世帯となっています。

離婚率の上昇もあり、ひとり親家庭は、近年増加を続けています。ひとり親家庭となった理由については、母子家庭で離婚が約8割、死別が約1割です。一方、父子家庭となった理由は、離婚が約7割、死別が約2割となっています。

(2) ひとり親家庭の就労の状況

ひとり親家庭における親の就労状況は、母子家庭では約81%、父子家庭では約91%が就労しています。正規職員としての就業は母子家庭で約39%、父子家庭で約67%です。

母子家庭の母自身の平均年収は223万円、父子家庭の父自身の平均年収は380万円です。国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を100とした際、母子家庭の収入は44.2、父子家庭の収入は69.1であり、いずれも厳しい状況にあることがわかります。子育てをしながら正規職員を続けることの難しさが表れているといえます。こうしたことが、「子どもの貧困」の問題にも影響しているといえます。

(3) ひとり親家庭が抱える課題

国の調査によれば、ひとり親家庭が抱える悩みは下表のようになっています。とくに、「家計」「仕事」「住居」「子どもの教育・進学、しつけ」などの支援ニーズが高くなっています。こうした悩みの相談相手の有無について、「相談相手がない」との回答は母子家庭が19.6%に対して父子家庭は43.7%であり、父子家庭が孤立しがちであることも明らかとなっています。

ひとり親本人が困っていること（平成23年度全国母子世帯等調査）

課 題		母子家庭	父子家庭
家 計		45.8%	36.5%
仕 事		19.1%	17.4%
住 居		13.4%	7.8%
子どもに 関する悩み	教育・進学	56.1%	51.8%
	しつけ	15.6%	16.5%
	就 職	7.2%	9.3%

2. 支援制度、関係機関



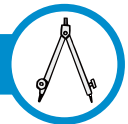
ひとり親家庭に対する支援制度としては、大きく「経済的支援」、「就業支援」、「子育て・生活支援」を柱に、各種制度・施策が用意されています。平成26年4月には「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められ、母子家庭と共に父子家庭への支援強化が図られました。経済的支援としては、児童扶養手当制度や母子父子寡婦福祉資金の貸付制度などが代表的なものです。低所得世帯であれば、子どもの就学援助制度等、子どもの教育等に関する補助・助成制度も利用可能です。

就業支援では、子どもを連れて訪問でき、きめ細かい相談支援を受けられるマザーズハローワークでの支援をはじめ、資格取得に向けた支援制度なども用意されています。

また、子育て・生活支援については、福祉事務所等に配置されている「母子・父子自立支援員」による相談支援をはじめ、ヘルパー派遣による子育てや生活支援、保育所の優先入所、さらには子どもの学習支援なども多くの自治体で取り組まれています。

なお、上記以外にも離婚後の養育費確保への支援（養育費相談支援センターの設置）、DV被害母子等の母子生活支援施設の利用による支援などもあります。

3. 事例



事例① 「父子家庭の日常生活支援」

町内会長から、近所で生活に困っている父親がいるため相談にのってほしい、との依頼がM民生委員にありました。町内会長による調整のもと、父親Aさんと面会する際、M民生委員は自身が男性であることから、子育ての話になるときのことを想定し、近くのW民生委員（女性）にも同席を依頼しました。

はじめの面会の際には、離婚の経緯や周囲からの援助は受けられないこと、Aさん自身は児童養護施設出身であり、子ども2人（1歳と3歳の男児）には同じような経験はさせたくなく、自分が育てたいと思っていること等の話を聞きました。

その後、M民生委員はAさんが自転車の前後に子どもを乗せ、歌を歌いながら楽しそうに保育園の送り迎えや買い物に行く姿を見かけました。しかし、しばらくするとAさんから連絡があり、保育園の送り迎えがあること、子どもがよく体調を崩し、保育園から呼び出しがくることを理由に常勤の仕事を辞め、アルバイトに変えたとのことでした。そのため、収入が減り、生活費が厳しく、保育料や健康保険料が未払いで、家賃の安価な公営住宅への入居と保育料の負担軽減を望んでいるようでした。

M民生委員はW民生委員とともに行政担当課へ相談すると、Aさん自身も窓口に来ていることがわかりました。また、母子自立支援員からはAさんの家庭環境から家事や子育てに関する指導が必要であることを聞きました。

その後、Aさんにこの間の状況も説明したうえで、保育園長と行政担当職員、へ

ルパー、子ども家庭支援センター職員、M民生委員等で意見交換を行ないました。その結果、ヘルパー派遣事業を利用し、育児、買い物、料理、掃除など日常生活の基本指導を行なったところ、四六時中泣いていた子どもたちの泣き声も止み、穏やかに過ごすことができるようになりました。近隣住民とM民生委員で見守りを継続するとともに、公営住宅入居に向けてはM民生委員が推薦状を書いて申請書に添付して提出し、当選することができました。

事例② 「出張の多い父子家庭への支援」

M民生委員に行政担当課から協力依頼がありました。中学1年生のA君は父子家庭で、会社経営者である父親は出張で半月程度家を空けることも多く、A君は夜遅くまでゲームをするなど生活リズムが乱れ、朝起きることができずに不登校気味になっているといいます。また、知的障がいも見受けられ、父親が出張の際に渡している現金の管理もできていないようだ、とのことでした。

そこで、中学校、行政担当課、児童相談所、M民生委員等の関係者で支援に向けた検討を行ないました。M民生委員は専門機関でのA君の検査を父親に勧め、療育手帳の取得の働きかけを行ないました。手帳取得後、A君は特別支援学級に通うことになり、M民生委員は朝の声かけや放課後の見守りを行なうこととしました。

また、父親と連絡を取り、事情を理解してもらうとともに、中学校やA君が暮らしているアパートの大家等とともに、父親の出張時にはとくに注意を払って見守りを行なうことを継続しています。

4. 児童委員として期待される役割、支援のポイント



ひとり親家庭支援の場合、事例①のように複数、かつ男女それぞれの担当で対応することがあります。相手の希望や状況に応じて判断すると良いでしょう。民生委員は、相談にのるとともに、ヘルパー派遣など具体的な支援の橋渡しを行なっています。具体的支援によって子育ての負担が軽減され、ゆとりがでてくることで、より良い養育が可能となるという好循環が実現されます。相談と具体的支援は、車の両輪であるといえます。

事例②は、療育手帳の取得が契機となり、子どもにも新たな通学先の選択肢が提供されることになりました。ここでは詳しく記述されていませんが、父親は子どもの障がいを認知することでも相当の葛藤があり、その心の揺れに対する民生委員による支援もなされたかもしれません。関係機関の連携も重要です。また出張時のように、学校だけではなく、アパートの大家の協力もあることが、父親の安心と子どもの安全を確保することになりました。

1. 現状



(1) 経済的困窮世帯の増加

近年、生活保護受給者数の増加にみられるように、経済的に困窮する世帯が増加しています。急速な高齢化の進行に加え、非正規労働者やひとり親世帯の増加等があいまって、比較的若年層でも経済的に困窮する人びとが増加しています。

これまでわが国においては、家族・親族や地域社会の相互扶助機能がセーフティネットとして一定の役割を果たしてきましたが、近年の家庭や地域社会の変化のなかで、こうした機能が働きづらくなっていることも背景としてあげられます。

困っている時に支えてくれる人がいないという状態（社会的孤立状態）は、経済的困窮の問題と密接に関連しながら、家計にとどまらず、生活の多様な面に困難を抱える「生活困窮状態」に陥りやすくしてしまいます。

(2) 子どもの貧困

経済的困窮、近年では「貧困」の問題として社会的にも取り上げられていますが、とくに大きな課題となっているのが「子どもの貧困」です。

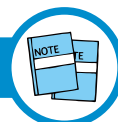
世帯の可処分所得（手取り収入）をもとに計算された「貧困線」（現在のわが国では122万円）を下回る所得で生活をしている世帯員の割合を「相対的貧困率」といいますが、最新の数字では、全世帯員を対象としたこの相対的貧困率は16.1%、17歳以下の子どもに限った場合を「子どもの貧困率」といい16.3%となっています。子どもの6人に1人が貧困状態にあるといえます。

世帯の貧困、そして子どもの貧困は、子どもの将来に大きな影響を及ぼします。お金がないために十分な栄養がとれない、適切な医療が受けられないといっただけではありません。たとえば母子家庭では、母親が複数の仕事をかけもちしているために、子どもと一緒にいる時間がとれないことによる子どもの愛着形成等への影響も大きな課題とされています。母親が仕事で疲れきってしまい、育児に大きな影響を及ぼす事例もみられます。学校生活でも、部活動に必要な費用が工面できず退部せざるを得ない等、種々子どもが「我慢を強いられる」「あきらめざるを得ない」といった状況も生じます。

とくに、教育面での課題は子どもの将来に大きな影響を及ぼします。親が仕事に追われ子どもの勉強まで見ることができない、経済的事情から通塾が困難である、上級学校への進学を断念せざるを得ないといったことは、子どもの将来の就業にも影響し、結果として「貧困の連鎖」にもつながりかねません。

子育て家庭における経済的困窮の問題は、そこで育つ子どもの将来に大きな影響を及ぼすものであることを皆が意識し、社会全体で支えていく取り組みが重要となっています。

2. 支援制度、関係機関



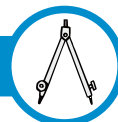
経済的困窮世帯への支援制度としては、市区町村行政、福祉事務所、社会福祉協議会等において、経済的支援や子どもの学習支援等、種々の支援策が用意されています。

経済的支援策としては、生活保護制度や社会福祉協議会での生活福祉資金の貸付、ひとり親世帯であれば児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度等があります。

子どもの教育・学習に関する支援では、小中学生の就学援助制度（学用品費や修学旅行費等の支援）、高等学校等就学支援費（高校授業料の支援）や高校生等奨学給付金（住民税所得割額の非課税世帯を対象とした授業料以外の教育費の支援）などが利用可能です。

さらに、平成27年4月からは、新たな生活困窮者自立支援制度が施行されます。これは、さまざまな生活課題を複合的に抱えた人びとの自立支援をめざす制度です。この新たな支援制度においても、子どもの学習支援事業（無料）が用意されています。

3. 事例



事例① 「児童手当の申請による子育て家庭への支援」

小学校からN主任児童委員に相談がありました。小学6年生のAさんと小学1年生のBさんの姉妹がともに不登校気味であり、登校した際の様子からは、家できちんと食事が取れていないことがうかがわれるとのことでした。そこで、学校とN主任児童委員、M民生委員で支援に向けた検討会議を行ないました。N主任児童委員はPTAや地域住民とともに登校時のあいさつ運動に取り組んでいたこともあり、Aさん、Bさんの登校の状況を意識して見守ることとし、その際の状況を学校とM民生委員が共有することとしました。

また、M民生委員は学校教員とともに家庭を訪問し、母親との面談を行ないました。母親は仕事が忙しく、子どもたちの食事の管理や登校状況に対する認識が薄かったようでした。父親は定職に就いておらず、経済的に厳しい状況のようでしたが、頼れる親族もおらず、公的な支援制度も利用していないとのことでした。

M民生委員はこの家庭について行政担当課に相談し、後日、母親に同行して行政の窓口で児童手当の申請書類を提出しました。しかし、その後の行政との面談においても母親の認識は薄く、M民生委員が再度窓口へ同行し、何とか手当を受給できるようになりました。その後も母親の子どもに対する関心がやや薄く感じられることがあるため、見守りを続けています。

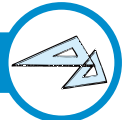
事例② 「就学援助制度の利用による子育て家庭への支援」

保護者から「家庭の経済的な問題と、長女の不登校の問題で民生委員に相談したい」との申し出があったと小学校長からM民生委員に連絡がありました。

母親Aさんと祖母、小学5年生の長女、小学4年生の長男の4人家族で、最近夫と別居したとのこと。Aさん自身は就業しているものの、夫からの援助がなく、生活費に支障を生じてきたため相談をしたい、とのことでした。学校から母親にM民生委員の連絡先とともに、N主任児童委員とも情報共有する旨了解してほしいことを伝えてもらいました。

後日、母親から連絡を受け、M民生委員の自宅で話を聞きました。夫との別居により収入が大幅に減り、家のローンもあるため、Aさんの給与と祖母の年金では生活が厳しいとのことでした。M民生委員は就学援助制度の利用を提案しました。Aさんから了解をもらい、相談内容について学校長と事務職員に伝え、就学援助制度を活用することを確認しました。数日後、再度AさんにM民生委員の自宅に来てもらい、申請書記入等について説明するとともに、学校の事務職員を紹介しました。不登校気味であった長女も、この頃には学校長や養護教諭の働きかけにより徐々に通学するようになりました。数週間後、Aさんの申請した就学援助の認定通知があった旨、学校から連絡があり、Aさん本人からも通知が届いたことを知らせる電話がありました。その際に、今後も困りごとがあれば気軽に相談してほしいことを伝えると、Aさんの声が明るくなったことを感じました。

4. 児童委員として期待される役割、支援のポイント



制度利用は、一部の人びとにとって、気後れしたり、申請等がおっくうであったりします。もともと「役所が苦手」というような人もいます。事例①では、民生委員が丁寧に対応するとともに、窓口に同行して制度利用に結びつけました。制度利用ですべて解決というわけではなかったようですが、この世帯にとって有益な支援との結びつけがなされたことが重要です。事例②も、制度への結び付けをきっかけに、この世帯が相談できる人を新たに得ることができたことを評価すべきです。

いずれの事例も、単純な制度への結びつけではなく、面談による相談もなされています。さらに、学校との連携も共通点としてあげることができます。日常活動で学校と協力関係があることや、この事例以外の連携実績があることが想像されます。また、子どもの状況把握もなされています。制度利用など具体的支援の提供と相談は、支援の両輪であることも認識しておくべきことです。



1. 現状

現在、全国各地で多くの外国人・外国籍の人びと（以下、「外国人」と表記します。）が生活を送っています。平成22年の国勢調査によれば、国内で生活する外国人総数は164万人余、そのうち14歳以下の子どもは約15万人を数えています。

外国人住民の数は地域によっても異なることから、外国人家庭が直面する種々の課題についての地域社会での理解には相違があるほか、自治体の人的・財政的な制約等から支援体制も一律とはいえない状況にあります。

地域における生活者としての外国人が抱える課題（生活上の困難）は、大きく、「住む」「働く」「子どもを育てる」といった観点から整理されます。とくに両親ともに外国人である場合、日本語が十分ではないことが種々の課題の背景となることがあげられます。このうち、民生委員活動にも関係する「住む」「子どもを育てる」という点では、以下のような課題があげられます。

① 「住む」（地域で生活する）

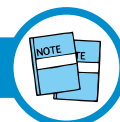
- ・ 言葉の壁によるコミュニケーション上の課題から、地域で孤立しがちになるケースが少なくありません。たとえば、ごみの出し方に関するルールが理解できていないなどのために、他の住民とトラブルになることもあります。
- ・ また、生活上必要な情報を入手しようとしても、市町村の広報誌の内容が理解できない等の理由から、情報を得られない場合もみられます。

② 「子どもを育てる」

- ・ 健康面では、適切な医療の利用が課題となります。健康診断についての情報が適切に伝わらないための未受診、また子どもの具合が悪い時に子どもの状態を適切に医師に伝えることが難しい、といったこともあげられます。
- ・ 保育所の利用、小学校への入学等に際しても、必要な手続きが適切に行なえず、周囲の支援が得られない場合は、その利用、入学に支障が生じることもあります。
- ・ 小学校入学後も、日本語の理解が十分でない等の理由から授業についていけない、また生活習慣の相違からの孤立化などの理由で不登校になってしまうケースもみられます。外国人の子どもとの理由で、からかいやいじめが行なわれることもあります。

こうした外国人住民の抱える課題は、人権に関する課題でもあります。言語や生活習慣の相違に対する理解不足は、差別につながりかねない問題であり、地域において皆で考えていくべき課題といえます。

2. 支援制度、関係機関



外国人住民への生活支援としては、大きく、行政によるものとボランティアによるものがあります。

行政による支援としては、生活をしていくうえで必要となるさまざまな情報について、複数言語で記されたパンフレットの作成、また国や一部自治体のホームページでは生活に必要な情報を複数言語で提供しています。さらに都道府県を単位として、外国人住民のための「相談支援センター」（名称はそれぞれ）を設置しているところもあります。

行政とも連携したボランティアとしては、多くの自治体において「通訳ボランティア」の派遣事業が行なわれているほか、ボランティア団体等による自主的な支援の取り組みも行なわれています。

さらに、外国人住民の多い地域においては、日本語が十分でない子どもたちのために、行政等が日本語指導の教室を開催するといった取り組みも行なわれています。

3. 事例



事例① 「就学援助制度を利用した通学に向けた支援」

中学校の教頭からM民生委員に、入学予定のAさんが一度も学校に登校していないとの連絡がありました。Aさんの母親は外国籍とのことでした。

中学校、教育委員会、行政担当課、M民生委員、N主任児童委員等で支援に向けた検討を行ないました。その後、M民生委員が家庭を訪問したところ、母親とAさんに会うことができました。話を聞くと、Aさんは学校に行きたくても経済的に厳しい状況から中学校の制服を用意できず、母親が登校させていなかった様子でした。母親は日本語が堪能ではないようで、M民生委員との会話も時折コミュニケーションが難しく、Aさんを介しての会話となる場面もありました。準要保護認定を受ければ就学援助制度により支援を受けることができると伝えましたが、なかなか理解されませんでした。また、父親は仕事で家を空けることが多く、子育てに関心が薄いようでした。

そこで、両親が揃う日にあらためて訪問し、父親に対しても就学援助制度の説明を行ない、申請をすることとなりました。数日後、認定を受けるとともに、学校側は早期に登校できるよう、制服や体操着等の必要なものを調達し、M民生委員とともにAさん宅を訪れ手渡しました。用意された制服に袖を通し、Aさんは元気に登校するようになりました。

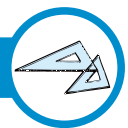
事例② 「近隣とのトラブルや給食費滞納に関する支援」

子どもが8人いる外国籍の大家族が集合住宅に引っ越してきた際に、行政担当課から見守りへの協力依頼を受けました。この家庭は経済的に厳しく、生活保護を受給しています。

入居から半年ほどが経つと、近隣住民から苦情が出ていることを聞きました。とくにごみの出し方は何度注意を受けても約束事が守れていないとのことでした。

さらに、中学校の給食費を滞納していることが判明したことを受け、ケースワーカーとN主任児童委員、M民生委員の3名で家庭を訪問し、自治会のルールも含め、日常の暮らし方について話し合いました。両親と自治会のルールを守るように約束するとともに、学校の給食費はケースワーカーが対応することとし、引き続き相談支援にあたっていくこととしました。

4. 児童委員として期待される役割、支援のポイント



事例①では、制度の説明を二度行ない、日本語が堪能ではない母親がいる家庭への支援を行なっています。経済的な困難は、個人や世帯を必要な情報や社会資源から遠ざけることにもなります。経済的支援である就学援助制度利用がAさんの通学を可能にしました。事例②では、近隣住民との仲介や給食費支払いに向けての支援への協力を民生委員が担っています。

言語の壁や、生活習慣の異なりは偏見・差別の要因ともなります。民生委員は、異文化や生活の多様性の尊重を基盤として外国籍の家庭への支援にあたるのが求められます。日本語習得は往々にして子どもの方が早い傾向にあります。しかし、子どもを親に対する通訳として使役するのではなく、親ともコミュニケーションが図れるよう、「通訳ボランティア」に協力を求めるなどの方途を探ることが必要です。信頼関係を築くことで、言語の壁を乗り越えることができるケースもあります。日々の交流を実現し、お互いが習慣や生活様式を学ぶという関係性を大切にしたいところです。

掲載事例の出典

- ・ 『私に対応した相談事例集～平成23年度民生委員を対象とした相談事業研修会から～』
岩手県民生委員児童委員協議会、2011年
- ・ 『民生委員・児童委員活動実績とその事例―第24集』
東京都民生児童委員連合会、2007年
- ・ 『民生委員・児童委員活動実績とその事例―第25集』
東京都民生児童委員連合会、2008年
- ・ 『民生委員・児童委員活動実績とその事例―第28集』
東京都民生児童委員連合会、2011年
- ・ 『民生委員・児童委員活動実績とその事例―第29集』
東京都民生児童委員連合会、2012年
- ・ 『民生委員・児童委員活動実績とその事例―第30集』
東京都民生児童委員連合会、2013年
- ・ 『民生委員・児童委員・主任児童委員のための個別援助活動事例集』
富山県民生委員児童委員協議会、2006年
- ・ 滋賀県民生委員児童委員協議会連合会結成40周年記念『児童委員活動事例集』
滋賀県民生委員児童委員協議会連合会、2002年
- ・ 『主任児童委員活動事例集 20周年記念誌 子どもたちの笑顔を守るために』
大阪府民生委員児童委員協議会連合会、2014年
- ・ 『児童委員活動事例集―ひょうごオレンジネット推進事業―』
兵庫県民生委員児童委員連合会、2012年
- ・ 『民生委員・児童委員活動 事例集 I』 全国民生委員児童委員連合会、2013年

その他、全国から寄せられた資料をもとに事例を作成しています。

関係機関一覧

1. 総合的な相談窓口

・福祉事務所	福祉行政の総合窓口で都道府県および市が設置しています（町村は任意設置）。住民のさまざまな相談支援を行なう社会福祉主事が配置されています。生活保護制度の申請窓口であるほか、身体障がい者手帳、療育手帳の申請窓口でもあります。
・児童相談所	18歳に満たないすべての児童を対象とし、児童やその保護者への支援を行なう児童福祉の専門機関です。都道府県・指定都市および一部の中核市に設置されており、児童福祉司や児童心理司といった専門性ある職員が配置されています。養育や保健、障がい、健全育成など幅広い相談支援に対応します。また、虐待問題に際しては必要に応じて親子分離による一時保護も行ないます。
・保健所、保健センター	保健所は地域保健の専門的・広域的な拠点として都道府県・指定都市等に設置されています。また、保健センターは市町村ごとに設置され、より住民の身近なところで保健事業等を担っています。いずれも保健師が配置され、住民からの相談に応じ、保健所では妊婦や乳児に対する健康診査や保健指導を実施しています。
・児童家庭支援センター	児童虐待や不登校、発達障がい児等に対するケアなど、専門的支援が必要な子ども、子育て家庭に対し、早期に支援を行なうため、市町村の子ども家庭支援体制を補完する児童福祉の専門機関です。全国の児童養護施設を中心とする児童福祉施設に設置されています。

2. 不登校、ひきこもり、少年非行に対する支援

・教育支援センター (適応指導教室)	教育委員会が設置し、不登校児童生徒の集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行なうことにより、その学校復帰を支援し、不登校児童生徒の社会的自立を支援します。
・ひきこもり地域支援センター	ひきこもりの状態にある本人やその家族のための相談窓口として都道府県、指定都市に設置・運営されています。社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等のひきこもり支援コーディネーターを中心に地域の関係機関とのネットワークにより支援にあたります。
・少年サポートセンター	都道府県警察が設置するもので、警察官、少年警察補導員、少年心理専門官（臨床心理士）が配置され、子どもを非行や犯罪被害から守る活動、非行少年の立ち直り支援などを行ないます。

3. 妊娠、出産、子育ての支援

・ 女性健康支援センター	保健師等による婦人科的疾患及び更年期障がい、出産についての悩み、不妊等、女性の健康に関する一般的事項に関する相談指導を行なうセンターで、設置が進められつつあります。
・ 子育て世代包括支援センター	保健師や助産師、ソーシャルワーカー等を配置し、妊娠から出産、子育てまで一貫して幅広い相談支援に対応する施設です。地方創生の一環として、平成27年度中に全国150市町村への設置が目標とされています。

4. 障がい児の支援

・ 児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行なう施設で、利用には市町村への申請が必要です。
・ 発達障がい者支援センター	発達障がい児（者）への支援を総合的に行なうことを目的とした専門的機関です。都道府県・指定都市、または都道府県知事等が指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等が運営しています。発達障がい児（者）とその家族の地域生活を支援するため、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、さまざまな相談支援、指導を行ないます。

5. DV被害者への支援

・ 婦人相談所	売春を行なう恐れがある女子や、配偶者の暴力・DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けているような女性の相談やカウンセリング、調査指導、一次保護などを行なう施設です。各都道府県に設置され、専門の資格を有する婦人相談員等が相談にあたります。
・ 配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための相談支援や一時保護、自立生活に向けた支援等を行ないます。都道府県が設置する婦人相談所やその他の適切な施設、さらに市町村も自らが設置する適切な機関においてその機能を果たしています。

児童委員活動を進めていくために

「全国児童委員活動強化推進方策

『広げよう 地域に根ざした 思いやり』行動宣言

児童委員・主任児童委員版」について

子どもや子育て家庭に対する相談支援、また地域における子どもたちの健全育成への取り組みも重要な児童委員活動といえます。

全民児連では平成25年に新たな「児童委員活動強化推進方策・行動宣言」を策定し、さらなる児童委員活動の推進をめざしています。ここでは、「児童委員活動強化推進方策・行動宣言」の内容について、平成26年3月に発行した「**児童委員活動の手引き39集**」に掲載した解説を再掲します。あらためて民児協全体で「わがまちならでは」の子どもや子育て家庭を支える児童委員活動を考えてみてください。

基本方針

平成25年12月から民生委員制度創設100年となる平成29年11月までを取り組み期間とする新たな「児童委員活動強化推進方策・行動宣言」では、従来のものにはなかった「基本方針」を定め、「推進方策・行動宣言」全体を通じた考え方を表しています。

【基本方針】

進めよう！子育てを応援する地域づくり、
支えよう！子どもたちの健やかな育ち
～地域住民とともに「わがまちならでは」の活動を～

基本方針が示すポイントとしては3つの視点があげられます。

第1に、「子育てを応援する地域をつくる」という視点です。複雑・多様化する課題を抱える子どもや子育て家庭の支援に向けては、地域住民の参加を得つつ、関係機関・団体と一緒に子育てしやすい、また子どもが育ちやすい地域づくりを進めることが大切といえます。

第2に、「子どもたちの健やかな育ちを支える」という視点です。これまでの「強化方策・行動宣言」では、増加する児童虐待の予防や早期発見、早期対応を重視していました。しかし、近年、子どもをめぐる課題は多様化し、さまざまな悩みを抱える子どもたちが増えています。国の将来を担う子どもたちが地域で安全に健やかに育つことができるように支えることが大切といえます。

第3は、「地域の特性や状況にあわせた『わがまちならでは』の取り組みを行なう」という視点です。世帯の状況や顕在化している課題は地域によってさまざまです。地縁組織や地域行事など、現に地域にある資源を最大限に活用し、地域の実情に応じて創意工夫した「わがまちならでは」の取り組みを進めることが期待されます。

重点目標と推進体制

新たな「推進方策・行動宣言」では、これまでの重点課題を発展させつつ、3つの重点目標を発展させて掲げています。また、各重点目標について、それぞれの地域において「わがまちならでは」の取り組みを積極的に進めるための参考として「考えられる取り組み例」を示しています。地域に置いて把握した課題に対する新たな取り組みを考える際の参考として、また現在取り組んでいる活動をさらに発展させていくためのヒントとしていただければと思います。

また、民児協に所属する委員全体で子ども、子育て支援活動に取り組んでいくことが期待されます。すべての民生委員が児童委員であるということをあらためて意識していただきながら、民児協としての取り組みを進めるための「推進体制」についてもそのポイントを示しています。

重点目標 1

子育て家庭を応援する地域づくりを進め、子育ての孤立や育児不安の抱え込みの防止に努めます。

(趣旨)

- ・身近に相談できる人がいるという実感がもてるよう、子育て家庭と顔の見える関係を築き、出産前からの切れ目のない支援活動を展開することが、虐待の要因ともなりうる子育て家庭の孤立や課題の抱え込みの防止につながります。
- ・児童委員・主任児童委員は、日々の活動のなかで子育て家庭と向き合い、健やかな子育て・子育てを応援し、地域住民がお互いに声かけや支え合いができるような地域づくりに取り組むことが重要です。また、課題のある親子を早期に発見し、必要な支援につなぎます。

(考えられる取り組み例)

- ・乳児家庭全戸訪問事業による訪問活動。
- ・子育てサロンの情報提供、実施。
- ・母親学級、両親学級への協力。
- ・乳児健診を受診していない家庭への訪問、確認。
- ・子育てマップの作成と地域住民及び関係機関への提供。
- ・保健所、地域子育て支援センター、児童館をはじめとした子育てに関する専門相談機関等に関する情報提供。
- ・生活困窮状態にある子育て世帯への教育支援ボランティア等の紹介。

学校やPTA等との連携による、地域の子どもたちに関する定期的な情報交換会の実施。

かつては家族や近隣住民を含め、子育て経験者からの助言や支援を受けながら子育てが行なわれていました。しかし近年、核家族化の進行により世代を超えて家族で助け合う子育てが難しいことに加え、地域における人間関係の希薄化もあり、子育て家庭が悩みを抱えたまま孤立しやすい状況にあります。

厚生労働省の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」によると、全国の虐待死亡事例の分析結果からは、妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭の把握や支援、乳幼児健康診査を受けていない家庭への対応の重要性が明らかとなっています。

児童委員・主任児童委員が子育て家庭の身近な相談相手であると認識されるよう、出産前から顔の見える関係を築くことが大切といえます。それとともに、子育て家庭が悩みを抱え込むことがないように、悩みを打ち明け、アドバイスを得られる機会や同じ立場の仲間を増やす場の提供や、子育て支援に関する情報提供を行なうことが考えられます。なにより子育て家庭に対し、切れ目のない継続的な支援が可能となるよう、委員だけでなく、関係機関・専門職、地域住民の参加も得ながら、地域全体で子育て家庭を見守り、孤立させない地域社会づくりに取り組んでいくことが重要といえます。

重点目標 2

地域の子どもたちの見守り活動を進めるとともに、子どもたちにとって身近な「おとな」となります。

(趣旨)

- ・ 児童委員・主任児童委員は、日々の活動のなかで地域の子どもたちの状況を把握することが大切です。
- ・ 日頃から子どもたちと顔見知りになり、子どもたちが安心して接することができるような身近な「おとな」となることで、引きこもり、不登校、いじめ等、助けを求めることができずに孤立している子どもが信頼して相談できる相手となることをめざします。さらに、犯罪被害等から子どもを守るため、地域全体で子どもたちを見守る体制をつくることが重要です。

(考えられる取り組み例)

- ・ 学校や子ども会等との連携・協働により、児童委員・主任児童委員が身近な存在であることを児童に伝える。
- ・ 登下校時の声かけや通学路のパトロールによる見守り活動の実施。
- ・ 安全マップの作成と、学校への情報提供。
- ・ 不登校の子どもたちも日常的に通い、遊びや勉強等の活動ができるような居場所づくり、仲間づくりへの協力。
- ・ 各地区における青少年育成組織の活動等への協力。

いじめを背景とした不登校やひきこもりをはじめ、家庭環境や学校生活を背景に、悩みを抱えた子どもが孤立している状況が数多くみられます。自ら命を絶つというきわめて残念な事態も後を絶ちません。助けを求めることができずに孤立しがちな子どもが、学校や家庭以外で相談することができる存在として、児童委員・主任児童委員が身近な「おとな」となることが期待されます。

これまでも多くの地域で取り組まれてきた登下校の見守りや声かけ運動などをはじめとして、直接子どもと関わり、信頼できる「おとな」として理解を得ることが大切と考えられます。

福祉教育や地域の行事を通じて、多くの地域住民と知り合い、ふれ合うことも、子どもたちの健やかな育ちには大切なことといえます。また、共働き世帯やひとり親家庭が増えているなか、子どもが他者と関係をもちながら遊び、学ぶことができる居場所づくりも子どもたちの孤立を防ぐ取り組みとして有意義と考えられます。

さらに、子どもたちが被害者となる犯罪も後を絶ちません。地域のパトロール活動も子どもたちを犯罪から守り、安全な地域づくりの取り組みとして期待されるところです。

重点目標 3

児童虐待の早期発見・早期対応のため、幅広い関係者の連携・協働を推進します。

(趣旨)

- ・子どもの生命や健やかな育ちに大きな影響を及ぼす児童虐待は、予防に加え、早期発見、早期対応がなにより重要です。そのためには、市町村、児童相談所、保健所、保育所、幼稚園、学校等の関係機関と密接に連携した活動が大切です。
- ・また、民児協として要保護児童対策地域協議会の活動の活性化を働きかけることも重要な役割といえます。
- ・さらに、虐待が疑われるような場合に、地域住民からの情報提供を得られるよう、日頃から住民との関係を築き、地域全体で取り組みをすすめていくことが大切です。

(考えられる取り組み例)

- ・学校、保育所、児童相談所等との定期的な情報交換会の開催。
- ・児童虐待の気づきのポイント等についての資料の活用等、地域住民の虐待問題への関心を高める取り組み。
- ・子どもや子育て家庭が抱えるそれぞれの課題について、学校や行政等の幅広い関係機関と相互に取り決めた役割分担のなかで、それぞれの課題に即したきめ細かい個別支援活動を行なう。

厚生労働省が毎年度公表している「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」によれば、近年、虐待により命を落とす子どもは、毎年約100名を数えています。

児童虐待は、子育て家庭の孤立化を防ぐ等、その予防に加え、その兆しを早期に発見し、早期に対応することが重要です。市区町村、児童相談所、保健所等と密接に連携し、虐待の兆候を早期に発見し、対応していくための多角的な取り組みを進めていくことが期待されています。さらに、保育所や幼稚園、学校等と日ごろから情報交換を行ない、連携した取り組みを行なうことも有効です。

なにより、地域において子育て家庭や子どもの変化に気づくことのできる住民を増やしていくために、地域住民に対する虐待防止の意識啓発を図るとともに、地域住民が感じ取った変化についての情報提供が得られるように、日ごろから住民との信頼関係を築き、地域全体での取り組みを進めることが大切です。

全国児童委員活動強化推進方策

「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言

児童委員・主任児童委員版

基本方針

進めよう！子育てを応援する地域づくり、
支えよう！子どもたちの健やかな育ち
～地域住民とともに「わがまちならでは」の活動を～

目的

- ・全児童連では、児童委員・主任児童委員が子どもと子育て家庭への支援を推進するため、「アクションプラン」や「全国児童委員活動強化推進方策・行動宣言」に基づく取り組みを進めてきました。
- ・近年、虐待に加え、引きこもりや不登校、いじめ、自殺、貧困等といった子どもに係るさまざまな課題が顕在化しています。
- ・このようななか、平成25年6月には、子どもの貧困対策推進法やいじめ防止対策推進法が成立しました。
- ・子どもと子育て家庭をめぐる課題は複雑・多様化しています。児童委員は、主任児童委員との一層の連携を図りながら、活動を進めていくことが期待されています。また、民児協組織全体として目標を定め、取り組む必要があります。
- ・さらに、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つためには、地域全体で子どもや子育て家庭を支える取り組みが重要であり、児童委員・主任児童委員は、住民の最も身近な支援者として地域住民への働きかけを進め、地域住民とともに地域づくりを進めていく必要があります。
- ・本強化推進方策は、地域住民への児童委員・主任児童委員の活動の理解をすすめることで、これまで取り組んできた児童委員・主任児童委員活動をさらに発展させ、子どもが健やかに育ち、子育てしやすい地域づくりを推進していくことをめざすものです。
- ・地域の実情に応じて、創意工夫を凝らした「わがまちならでは」の取り組みを計画的に進めましょう。

1. 重点目標

- (1) 子育て家庭を応援する地域づくりを進め、子育ての孤立や育児不安の抱え込みの防止に努めます。

(趣旨)

- ・身近に相談できる人がいるという実感がもてるよう、子育て家庭と顔の見える関係を築き、出産前からの切れ目のない支援活動を展開することが、虐待の要因ともなりうる子育て家庭の孤立や課題の抱え込みの防止につながります。
- ・児童委員・主任児童委員は、日々の活動のなかで子育て家庭と向き合い、健やかな子育て・子育て

を応援し、地域住民がお互いに声かけや支え合いができるような地域づくりに取り組むことが重要です。また、課題のある親子を早期に発見し、必要な支援につなぎます。

(考えられる取り組み例)

- ・乳児家庭全戸訪問事業による訪問活動。
- ・子育てサロンの情報提供、実施。
- ・母親学級、両親学級への協力。
- ・乳児健診を受診していない家庭への訪問、確認。
- ・子育てマップの作成と地域住民及び関係機関への提供。
- ・保健所、地域子育て支援センター、児童館をはじめとした子育てに関する専門相談機関等に関する情報提供。
- ・生活困窮状態にある子育て世帯への教育支援ボランティア等の紹介。
- ・学校やPTA等との連携による、地域の子どもたちに関する定期的な情報交換会の実施。

- (2) 地域の子どもたちの見守り活動を進めるとともに、子どもたちにとって身近な「おとな」となります。

(趣旨)

- ・児童委員・主任児童委員は、日々の活動のなかで地域の子どもたちの状況を把握することが大切です。
- ・日頃から子どもたちと顔見知りになり、子どもたちが安心して接することができるような身近な「おとな」となることで、引きこもり、不登校、いじめ等、助けを求めることができずに孤立している子どもが信頼して相談できる相手となることをめざします。さらに、犯罪被害等から子どもを守るため、地域全体で子どもたちを見守る体制をつくるのが重要です。

(考えられる取り組み例)

- ・学校や子ども会等との連携・協働により、児童委員・主任児童委員が身近な存在であることを児童に伝える。
- ・登下校時の声かけや通学路のパトロールによる見守り活動の実施。
- ・安全マップの作成と、学校への情報提供。
- ・不登校の子どもたちも日常的に通い、遊びや勉強等の活動ができるような居場所づくり、仲間づくりへの協力。
- ・各地区における青少年育成組織の活動等への協力

- (3) 児童虐待の早期発見・早期対応のため、幅広い関係者の連携・協働を推進します。

(趣旨)

- ・子どもの生命や健やかな育ちに大きな影響を及ぼす児童虐待は、予防に加え、早期発見、早期対応

がなにより重要です。そのためには、市町村、児童相談所、保健所、保育所、幼稚園、学校等の関係機関と密接に連携した活動が大切です。

- ・また、民児協として要保護児童対策地域協議会の活動の活性化を働きかけることも重要な役割といえます。
- ・さらに、虐待が疑われるような場合に、地域住民からの情報提供を得られるよう、日頃から住民との関係を築き、地域全体で取り組みをすすめていくことが大切です。

(考えられる取り組み例)

- ・学校、保育所、児童相談所等との定期的な情報交換会の開催。
- ・児童虐待の気づきのポイント等についての資料の活用等、地域住民の虐待問題への関心を高める取り組み。
- ・子ども子育て家庭が抱えるそれぞれの課題について、学校や行政等の幅広い関係機関と相互に取り決めた役割分担のなかで、それぞれの課題に即したきめ細かい個別支援活動を行なう。

2. 推進体制

地域の親子と知り合うためには、民児協として具体的な児童委員活動を展開すること、そしてそれを推進していくために各民児協の実情に応じた組織的な体制を整備することが必要です。

「全国児童委員活動強化推進方策 第2次アクションプラン」を踏まえ、以下にその推進体制を紹介しますのでご参考ください。すでに体制を整備している民児協については、推進体制を振り返る際の参考としてください。

①単位（市区町村）民児協

- ・児童家庭福祉に関する部会を設置する単位民児協は、全体の40.3%にとどまっている（全国民生委員児童委員連合会調べ）。児童家庭福祉に関する部会（委員会、プロジェクトチーム等）を設置し、その部会等が中心となり、本取り組みを実施する。主任児童委員も部会等に参画し、取り組みの推進にあたる。
- ・民児協定例会において、必ず児童家庭福祉に関する内容を取り上げ、児童委員としての意識化や活動の推進を図る。
- ・活動の展開にあたっては、区域担当の児童委員にも主任児童委員の民児協組織内における役割を正しく認識し、共通認識をもつようにする。また、区域担当児童委員と主任児童委員との密接な連携を図る。主任児童委員においては、民児協全体の児童委員活動の推進役として積極的な役割分担が望まれる。
- ・さらに、区域担当の児童委員や主任児童委員が日々の活動のなかで課題を抱え、孤立しないために、支え合う組織づくりを進める。
- ・また、必要に応じて、地区の小・中学校等広く関係機関・団体、当事者等の参画を呼びかけ、多様な視点を持って取り組める工夫をする。

- ・虐待防止に関する啓発運動（オレンジリボン運動等）への協力を行なう。

②都道府県・指定都市民児協

- ・児童家庭福祉に関する部会（委員会等）を設置し、その部会等が中心となり、都道府県・指定都市全体の取り組みへの積極的支援を図る。主任児童委員も部会等に参画し、協働して取り組みにあたる。必要に応じて、関係機関・団体、当事者等の参画を呼びかけ、できるだけ地域全体の相談・支援体制を視野に置いた取り組みとする。
- ・都道府県・指定都市内の主任児童委員の連携や学習を目的として、主任児童委員の連絡会等の設置を推進する。
- ・区域担当児童委員と主任児童委員との十分な連携を図るため、単位民児協会長への研修等、積極的な支援を行なう。
- ・県内の単位（市町村）民児協における情報・課題を共有する。
- ・区域担当児童委員や主任児童委員が地域住民と知り合うために有効なツール（名刺や啓発パンフレット等）を作成・配布する等、委員が地域で活動するために必要な支援を行なう。
- ・虐待防止に関する啓発運動（オレンジリボン運動等）への協力を行なう。

③全民児連

- ・児童委員活動事例集やマニュアル等の作成配布。
- ・会議や研修会等における情報交換の場の提供や、機関紙等による情報提供。
- ・それぞれの地域で児童委員・主任児童委員が地区の小・中学校等とより連携をしていくために、必要に応じて諸官庁との連携を図る。
- ・虐待防止に関する啓発運動（オレンジリボン運動等）への協力を行なう。

3. 活動の振り返りについて（定期的な活動の振り返りの推進）

(振り返りの視点)

- ・定期的な活動の振り返りを通じ、その改善、充実を図っていくことが大切です。
- ・「わがまちならでは」の子どもと子育て支援の活動方針・目標を明確に定め、年次ごとの目標に対する到達度を見据え、取り組んでいくことが大切です。
- ・計画の策定にあたっては、例えば3年を1期とする計画を策定することなども考えられます。
- ・一斉改選等に伴い、会長や委員の交代の場合も、民児協の活動が引き継がれるようにしていくことが大切です。

4. 取り組み期間

平成25年12月～平成29年11月

※100周年となる平成29年11月までの取り組み

平成25年9月 全国民生委員児童委員連合会

全国民生委員児童委員連合会 児童委員活動推進部会
「子ども・子育て家庭への個別支援事例集」検討作業委員会
委員名簿

委員長	藤目 真皓	香川県民生委員児童委員協議会連合会 会長
委員	齊藤 喜信	川崎市民生委員児童委員協議会 会長
委員	池永 彰美	高知県民生委員児童委員協議会連合会 副会長
委員	市川 淳子	岩手県釜石市鶴住居地区 主任児童委員
委員	梅原 直子	大阪府貝塚市 主任児童委員

(学識経験者)

委員	松原 康雄	明治学院大学 教授
委員	高橋 久雄	昭和女子大学・國學院大学 講師

民生委員・児童委員による子ども・子育て家庭への個別支援事例集

全国民生委員児童委員連合会

平成27年3月発行

(事務局)

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会 民生部内
TEL 03-3581-6747

